

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年 6 月11日

【計算期間】 第 5 特定期（自 平成23年 9 月13日 至 平成24年 3 月12日）

【ファンド名】 ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド

【発行者名】 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、以下の２つのマザーファンド^{*1}の受益証券を通じて、現地通貨建て新興国^{*2}ソブリン債券^{*3}等に80%、ＢＲＩＣＳ５^{*4}の株式等に20%投資することを基本組入比率とし、市場見通しに応じて基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整することにより、安定的かつ高水準の配当等収益^{*5}を確保し、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的として運用を行います。

ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(以下「新興国債券マザーファンド」という場合があります。)

ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(以下「ＢＲＩＣＳ５株式マザーファンド」という場合があります。)

(後記「２ 投資方針(１) 投資方針」をご参照ください。)

* 1 「マザーファンド」とは、受益者から投資された資金をまとめた「ベビーファンド」の投資先となる「親投資信託」で、ベビーファンドはマザーファンドを通じてその実質的な運用が行われる仕組みとなります。マザーファンド全てを総称して、または各々を「マザーファンド」という場合があります。(以下同じ。)

* 2 「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。例えば、ポーランド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア等です。

新興国債券マザーファンドでは、運用の委託先(後記(二)ファンドの特色)をご参照ください。(以下同じ。)

* 3 「現地通貨建て新興国ソブリン債券」とは、新興国の政府または政府機関が、その国の通貨建てで発行する債券です。政府機関が発行する債券とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。(以下同じ。)

* 4 「ＢＲＩＣＳ５(ブリックス・ファイブ)」とは、ＢＲＩＣＳ５株式マザーファンドの投資対象国(Brazil, Russia, India, ChinaおよびSouth Africa)の頭文字を組み合わせたもので、ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い経済成長が期待される新興５カ国を指します。本書では「ＢＲＩＣＳ５」を当該マザーファンドの投資対象国を表す言葉として用いる場合があります。

* 5 配当等収益とは、配当金、利金、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額(各マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドごとにその信託財産の純資産総額に対する当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額。)を含みます。(以下同じ。)

< 2つのマザーファンドにおける投資対象国（平成23年9月末現在） >



出所：JPモルガン・アセット・マネジメント（株）

上図は、当ファンドが2つのマザーファンドを通じて投資している国を記載しています。
当ファンドおよびマザーファンドの投資国は将来変更されることがあります。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 資産複合

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））^{*3}

^{*3} 各マザーファンドへの投資を通じて、債券および株式に実質的に投資し、その組入比率は一定の比率に固定されていないため、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））と記載しています。当ファンドの投資対象資産の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針（ロ）当ファンドの投資態度」、また各マザーファンドについては、後記「（二）ファンドの特色 各マザーファンドの特徴」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
資産複合	目論見書または信託約款において、債券、株式などの複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分変更型（債券、株式））））：目論見書または信託約款において、親投資信託への投資を通じて、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載がないもの。なお、投資対象としている資産は債券および株式です。
決算頻度	年12回（毎月）：目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング：目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド：目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし：目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

（注）前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル （日本を含む）		
	年２回			
	年４回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年６回 （隔月）	北米	ファミリーファンド	あり （ ）
	年１２回 （毎月）	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 （ ）	オセアニア		
		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （資産配分変更型（債券、株式））））		アフリカ		
		中近東 （中東）		
		エマージング		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

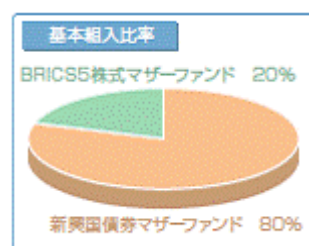
ＨＰアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

現地通貨建て新興国ソブリン債券等を投資対象とする新興国債券マザーファンドおよびB R I C S 5の株式等を投資対象とするB R I C S 5株式マザーファンドを投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

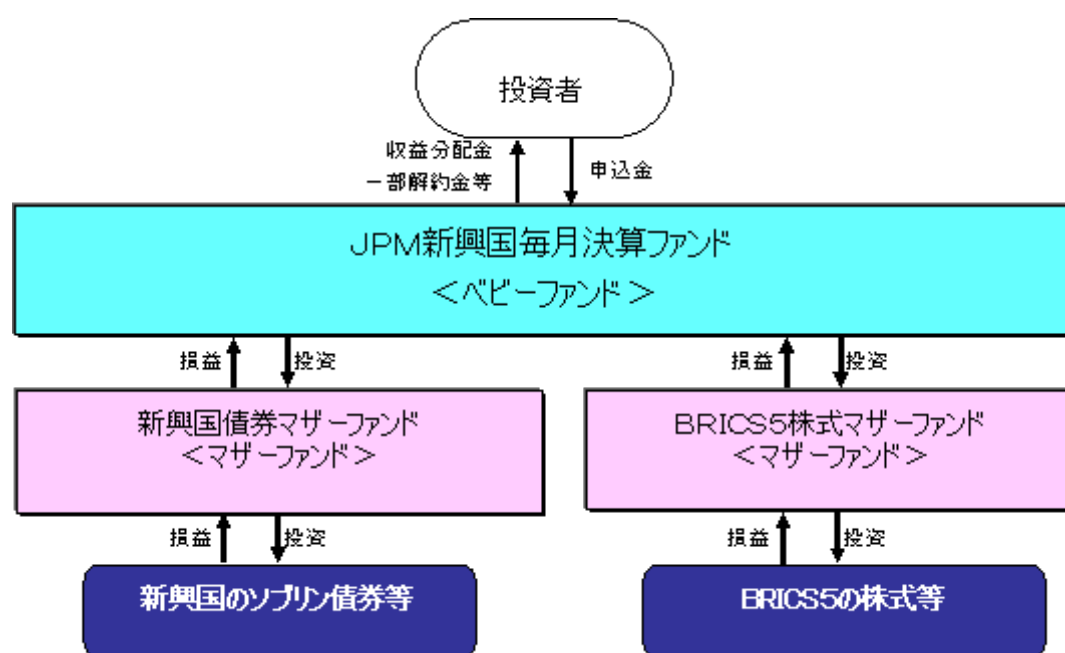
新興国債券マザーファンドを80%、B R I C S 5株式マザーファンドを20%組み入れることを基本組入比率とします。

各マザーファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。



当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



各マザーファンドの特徴

■ JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(a) 安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

(b) 主要投資対象は、新興国のソブリン債券です。

(c) 新興国のソブリン債券のほか、当マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券を投資対象とします。

- (d) 前記(b)・(c)の債券のほか、一つまたは複数の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付^{*}は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関^{*}が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。なお、当該債券への投資は、当マザーファンドの純資産総額の50%未満とします。

^{*} 格付とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものです。格付機関とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付を付与する企業をいいます。スタンダード・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S & P社」といいます。）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」といいます。）等の格付機関は、債券について、その元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表した、格付を付与します。

- (e) 投資対象とする債券は、主に当該債券発行国（なお、前記(d)の仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、当マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。

- (f) 投資する債券の平均格付は、BB - （S & P社）^{*}またはB a 3（ムーディーズ社）^{*}相当以上に維持します。

平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が前記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。

前記のいずれの格付機関からも格付を得ていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、当マザーファンドの運用委託先の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。

^{*} 当該格付機関のグループ会社を含みます。

- (g) 円貨に対する為替ヘッジは行いません。当マザーファンドは外貨建ての債券等に投資するため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、円以外の通貨に対しても原則として為替ヘッジは行いませんが、市況に応じて当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

■ J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

- (a) 信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

- (b) B R I C S 5 カ国のいずれかで上場または取引されている株式に主として投資します。なお、当該株式にはその預託証券^{*}を含みます。

^{*} ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

- (c) 前記(b)の株式等の他B R I C S 5 カ国から売上または利益の大半を得ていると当マザーファンドの運用委託先^{*}が判断する企業の株式にも投資します。なお、当該株式にはその預託証券を含みます。

^{*} 当マザーファンドの運用委託先は、後記 をご参照ください。

- (d) 前記(b)・(c)の株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債^{*}に、一定の範囲内において投資する場合があります。

^{*} カバード・ワラントとは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、株価連動社債とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

- (e) B R I C S 5 に各20%ずつ投資することを基本とします。

20%を基本に、当マザーファンドの運用委託先の判断に基づいて、±10%の範囲内で資産配分比率を

調整します。

(f) 株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち^{*1}、積極的な運用を行います。

*1 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式へのエクスポージャー^{*2}を引き下げることがあります。その場合、市況環境等により先物取引の売建てを使用することがあります。

*2 株価変動リスクにさらされている度合いをいいます。（株価変動リスクについては、後記「3 投資リスク（1）リスク要因」ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。）

(g) 円貨に対する為替ヘッジは行いません。

当マザーファンドは外貨建ての株式等に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

当ファンドは、毎月11日^{*1}に決算を行い、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、3、6、9、12月の決算時には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めたＪＰＭ新興国毎月決算ファンド信託約款（以下「信託約款」といいます。）第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行う^{*2}こともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

*1 同日が休業日の場合は翌営業日となります。

*2 「繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益」から行う分配をボーナス分配といいます。ただし、売買益がある場合でも、ボーナス分配を行わないこともあります。

<分配金お支払いのイメージ図>



（注1） 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（注2） 分配金額は、金利、為替等の影響を受けて変動します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。

原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建て資産に投資しますが、原則として円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

- ・ ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（英国法人）に、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券を組入れる比率を決定する権限を委託します。
- ・ 各マザーファンドにおいて、以下のとおり運用を委託します。

マザーファンド	運用委託先
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人） （以下「ＪＰＭＩＭ社」という場合があります。）

ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド （適格機関投資家専用）	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミ テッド（英国法人）
-----------------------------------	---------------------------------------

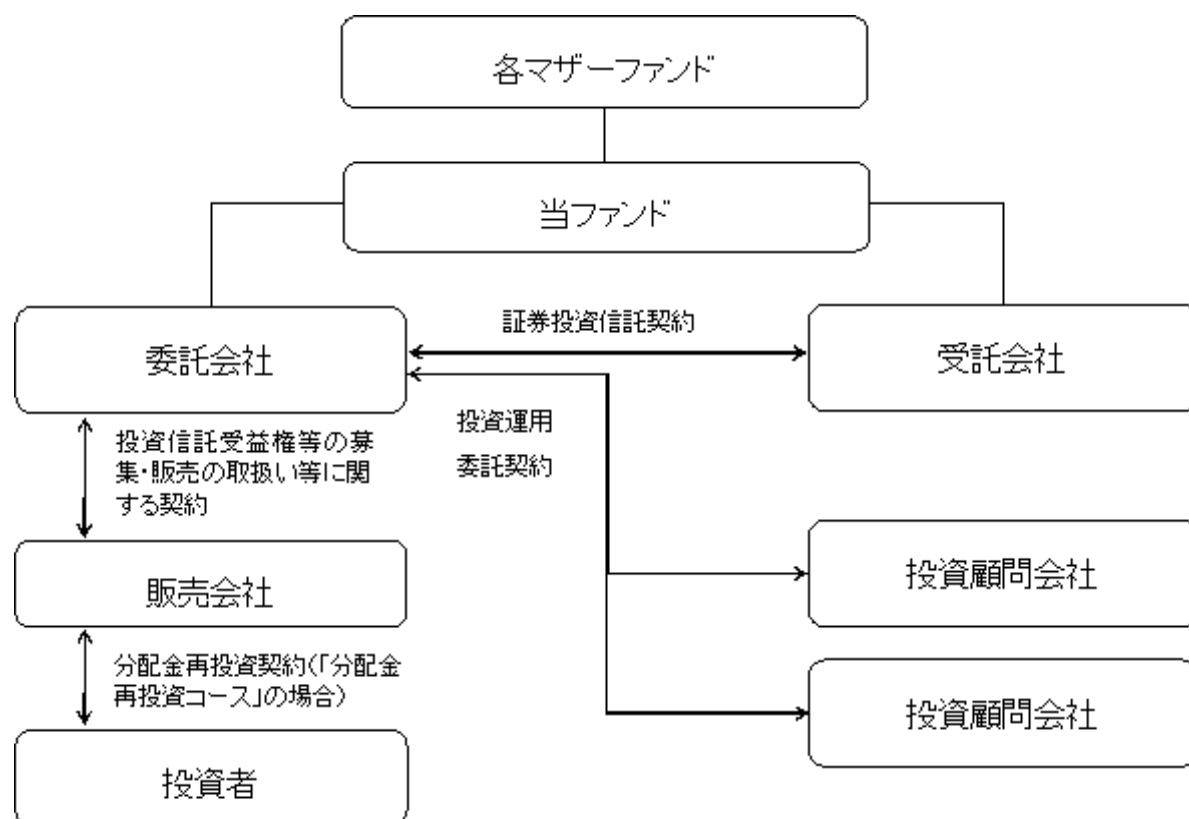
ＪＰＭＩＭ社、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドおよび委託会社は、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年12月28日	ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用） の信託契約締結、および設定・運用開始
平成18年 9 月21日	ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専 用）の信託契約締結、および設定・運用開始
平成21年10月30日	当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ)仕組図



(ロ)当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）

委託会社との契約により、新興国債券マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、ＢＲＩＣＳ５株式マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

また、委託会社との契約により、委託会社から当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託を受け、当該投資比率を決定します。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ)委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成24年４月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 平成２年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成２年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成７年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（平成24年４月末現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）当ファンドの運用方針

当ファンドは、主として２つのマザーファンドの受益証券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）当ファンドの投資態度

信託財産の純資産総額に対し、新興国債券マザーファンドの受益証券を80%、B R I C S 5 株式マザーファンドの受益証券を20%組入れることを基本組入比率とし、当該マザーファンドそれぞれの投資対象市場に対する見通しに応じて、当該比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。

当ファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限を委託します。ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのグローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ^{*1}に所属するマクロ・ストラテジストは、トップダウン・アプローチ^{*2}による定量分析^{*3}と定性分析^{*3}を組み合わせたファンダメンタル分析^{*4}を行うことで、新興国市場の債券および株式について、今後の成長性の分析を行います。同グループのポートフォリオ・マネジャーはマクロ・ストラテジストの分析を基に、各マザーファンドを比較してそれぞれの市場の成長性を判断しその受益証券への投資比率を決定します。当ファンドにおいて、実際にマクロ・ストラテジストが行うファンダメンタル分析^{*4}は、新興国市場の株式・債券の価格についての成長性の分析が主なものであり、具体的には以下のような項目に着目して当該分析を行います。

- ・新興国の経済成長率やインフレ率
- ・新興国の政策金利と国債の利回り曲線
- ・新興国株式市場と新興国債券市場との比較

* 1 後記「（３）運用体制」をご参照ください。

* 2 投資銘柄を選定する際等における、経済・市場動向の予測・分析等の手法をいいます

* 3 「定量分析」とは、定量化できるデータに基づいて安全性、収益性、成長性等を分析することをいいます。また「定性分析」とは、市場の成熟度や政情安定度等、数値に表すことができない事象に基づいて投資対象の安全性、収益性、成長性等を分析することをいいます。

* 4 経済の基礎的条件である経済成長率、物価上昇率、国際収支等を分析して、現時点の実際の株式と債券の価値が、理論的価値と比較して相対的に割安であるか割高であるかを判断する分析手法のことをいいます。

当ファンドにおける資金流出入等^{*}は全額、新興国債券マザーファンドの受益証券を取得または一部解約することにより対応します。これにより、資金流出入等の金額によっては、各マザーファンドの受益証券の組入比率が一時的に基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えて乖離する場合があります。

* 「資金流出入等」とは当ファンドの追加設定、一部解約、ならびに信託報酬等および諸経費の支弁を意味します。（以下同じ。）詳しくは、信託約款「運用の基本方針等 2. 運用方法（２）投資態度」をご参照ください。

当ファンドにおける為替ヘッジについて

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

経済事情、投資環境の急変または多額の一部解約の実行の請求があることが予想される場合等のやむを得ない場合には、想定した運用が行えない場合があります。

（ハ）マザーファンドの投資態度

各マザーファンドにおける運用のプロセスは、次のとおりです。

■ J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けた J P M I M 社は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

新興国各国の財政状況、金融政策等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、新興国各国の信用力を分析します。

前記 で分析された各国の信用力に債券の市場価格（利回り）を考慮した上で、各国市場への資金の流出入、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国（信用力から見て利回りが高い国）の債券を多く組入れます。

割安度、流動性等を勘案して、投資銘柄を選定します。その際、当マザーファンドの運用を担当するグローバル債券運用グループ^{*}に属するエマージング債券運用チーム^{*}は、他の運用グループまたは他の運用チームからの銘柄情報の提供を受けます。

^{*} 詳しくは、後記「（３）運用体制（ロ）マザーファンドの運用体制 ■ J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

前記 および の結果を踏まえ選定した銘柄に投資します。投資する債券の75%以上は、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとします。また、投資する債券の格付の平均は、B B -（S & P 社）またはB a 3（ムーディーズ社）相当以上となるようにします。その際、構築したポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等が適切な水準となるように管理します。

当マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、J P M I M 社の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）を行います。J P M I M 社の為替部門は、その投資判断に基づき、為替先物予約取引を行います。

■ J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

当マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託を受けた J P モルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

投資対象国の信用力を分析（トップダウン・アプローチ）

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ^{*1}において、マクロ・ストラテジスト^{*2}が行う、各国市場におけるバリュエーション分析^{*3}、カントリー・リスク分析^{*3}、通貨分析^{*3}等に基づき、政治情勢や市場の成熟度等も考慮して、マクロ・ストラテジストおよびポートフォリオ・マネジャーが、B R I C S 5 カ国および新興国株式市場全体に対する B R I C S 5 カ国の相対的な投資魅力度について議論します。その結果として、B R I C S 5 カ国の相対的な魅力度に応じ、5段階の国別評価（1 = 最も魅力的、5 = 最も魅力的でない）に分類します。当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、分類された国別評価を参考として基本資産配分^{*4}からの乖離度（アクティブ・ウェイト）を決定し、国別配分を作成します。

^{*1} 後記「（３）運用体制（ロ）マザーファンドの運用体制 ■ J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」をご参照ください。

^{*2} 経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

^{*3} バリュエーション分析：企業の利益、資産等の企業価値に対し、株価が相対的に割安か割高かの分析をいいます。
カントリー・リスク分析：国の信用力についての分析をいいます。

通貨分析：通貨の魅力度についての分析をいいます。

^{*4} 当マザーファンドにおいては、B R I C S 5 カ国に各20%ずつ投資することを基本とし、これを「基本資産配分」といいます。

各国のモデル・ポートフォリオ作成（ボトムアップ・アプローチ）

「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のB R I C S 5 カ国を含めた新興国株式を担当するアナリスト^{*}が、現地に密着した企業の調査を行います。

- (a) アナリストは、次の２つの視点から各企業の分析を行います。
- ・ 企業の持続的成長力：業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策等
 - ・ 株価の割安度・割高度：流動性、情報の量・質をふまえた株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向等
- (b) 前記(a)の分析に基づいて、アナリストは、株価収益が市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を１～５の銘柄評価（１＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、５＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。
- (c) 「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの各社において、当マザーファンドの投資対象国であるＢＲＩＣＳ５カ国の各地域を担当するポートフォリオ・マネジャー^{*}は、１または２と格付けされた銘柄を中心に、各国のモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）を作成します。
- ^{*} アジア・太平洋地域グループ（「ＰＲＧ」といいます。）に所属する者が含まれ、インドおよび中国を担当します。ＰＲＧは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

ポートフォリオ構築

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、前記 で作成した国別配分および前記 で作成された各国のモデル・ポートフォリオを踏まえて、当マザーファンドのポートフォリオを構築します。その際、単純にモデル・ポートフォリオの組入銘柄を国別配分の比率で加重するというのではなく、業種分散や流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案し、組入銘柄およびその比率を決定します。なお、基本資産配分からの乖離度（アクティブ・ウェイト）については随時見直します。また、組入銘柄については、銘柄評価が１または２の銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価が上位銘柄の非保有や、評価が下位銘柄の保有が生じる場合があります。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオの構築にあたり、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合に、株式組入れ比率を落とすべきかを判断し、必要に応じてキャッシュ比率を引き上げます。

当マザーファンドにおいては、為替ヘッジは一切行いません。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（上記イまたはロに該当するものを除きます。）

為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として、新興国マザーファンドおよびＢＲＩＣＳマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、各マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第１９号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。以下同じ。）
- １７．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第２０号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。以下同じ。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で２０の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象および（5）投資制限」において「新興国マザーファンド信託約款」といいます。）

(イ) 新興国マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

- (1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (5) 有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (7) 金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (8) 金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (9) 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

2. 為替手形

(ロ) 委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下

(ロ)において同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 から11までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
 14. 投資証券または外国投資証券
 15. 外国貸付債権信託受益証券
 16. オプションを表示する証券または証書
 17. 預託証券
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、新興国マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象および（5）投資制限」において「B R I C S マザーファンド信託約款」といいます。）

(イ) B R I C S マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（次に掲げるものに限り、）にかかる権利
 - (1)有価証券指数等先物取引にかかる権利

- (2) 有価証券オプション取引にかかる権利
- (3) 外国市場証券先物取引にかかる権利
- (4) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- (7) 金融先物取引にかかる権利
- (8) スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (9) 外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（上記イもしくはロまたは下記二に該当するものを除きます。）

二．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

2．為替手形

(ロ) 委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券
 - 6．特定目的会社にかかる特定社債券
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券
 - 9．特定目的会社にかかる優先出資証券
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券
 - 14．投資証券または外国投資証券
 - 15．外国貸付債権信託受益証券
 - 16．オプションを表示する証券または証書
 - 17．預託証券
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券
 - 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、ＢＲＩＣＳマザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(３)【運用体制】

(イ)当ファンドの運用体制

当ファンドにおいて、各マザーファンドの受益証券の投資比率を決定する権限をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに委託します。同社内のグローバル・エマージング・マーケット株式運用グループが当該投資比率の決定を担当します。

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ（約30名）のポートフォリオ・マネジャーが、同グループのマクロ・ストラテジストから提供されるＢＲＩＣＳ５ヵ国を含む新興国の株式・債券の成長性等の分析をもとに、各マザーファンドの相対的な成長性を判断し、その受益証券への投資比率を決定します。

委託会社の運用商品管理部門（約30名）の売買執行担当者は、で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

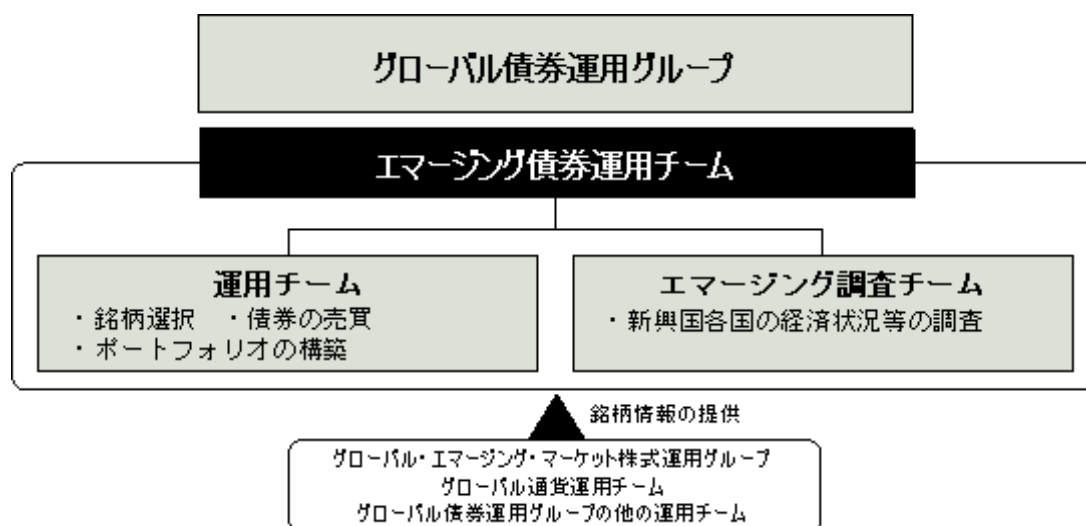
・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

(ロ)マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象である各マザーファンドの受益証券にかかるものです。

■ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をＪＰＭＩＭ社に委託します。当マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（約30名）は、ＪＰＭＩＭ社*のグローバル債券運用グループに属しています。

* 運用体制については、ＪＰＭＩＭ社を含めた「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

エマージング調査チームは、新興国の経済状況等を調査します。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買執行の上、ポートフォリオを構築します。銘柄選択の際には、以下の情報等を参考にします。

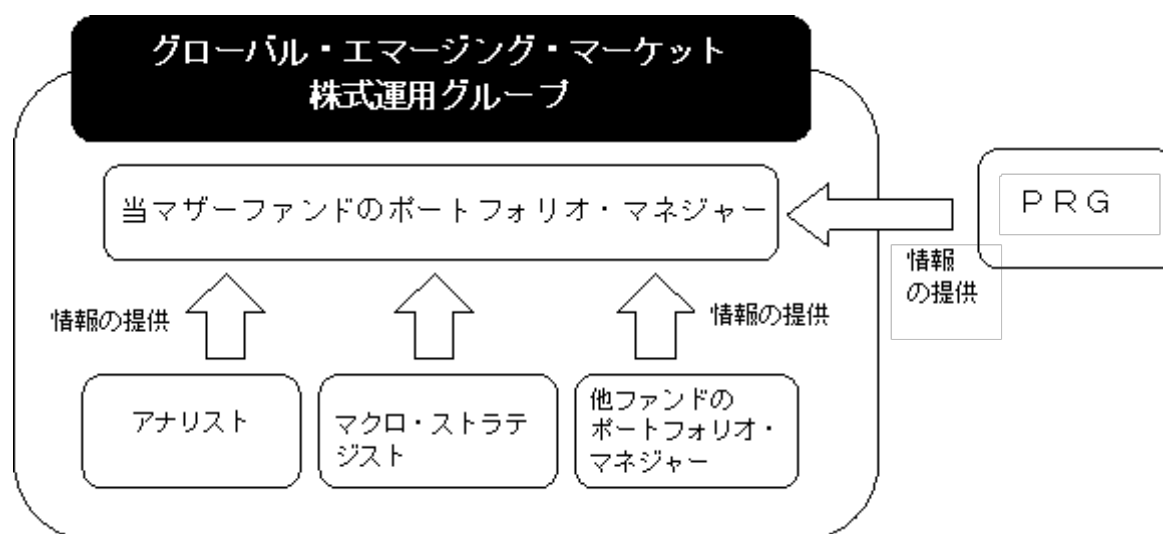
- ・エマージング調査チームの調査結果
- ・グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

運用部門から独立したＪＰＭＩＭ社の内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

当マザーファンドにおいて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、ＪＰＭＩＭ社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、ＪＰＭＩＭ社の為替部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、ＪＰＭＩＭ社のリスク管理部門によりモニターされます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド*に委託します。グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ（約30名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが当マザーファンドの運用を担当します。

* 運用体制については、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド」を含めた「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループは、当マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストで構成されています。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド所属）は、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャー、ならびにPRGから情報の提供を受け、当マザーファンドにおける投資判断を行います。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドは、前記の投資判断に基づいて、株式の売買執行を行います。なお、同社は、株式の売買執行に関し、北米および中南米の取引所において取引される株式についてはＪＰＭＩＭ社に、また、アジア・オセアニアの取引所において取引される株式についてはＪＦアセット・マネジメント・リミテッド*（香港法人）に、それぞれその業務を委託する場合があります。

* ＪＦアセット・マネジメント・リミテッドは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。運用部門から独立したＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの内部管理部門等においては、当マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ハ）委託会社による、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先、ならびに受託会社に対する管理体制

委託会社は、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、当ファンドおよび各マザーファンドの受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第38条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、3月、6月、9月、12月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

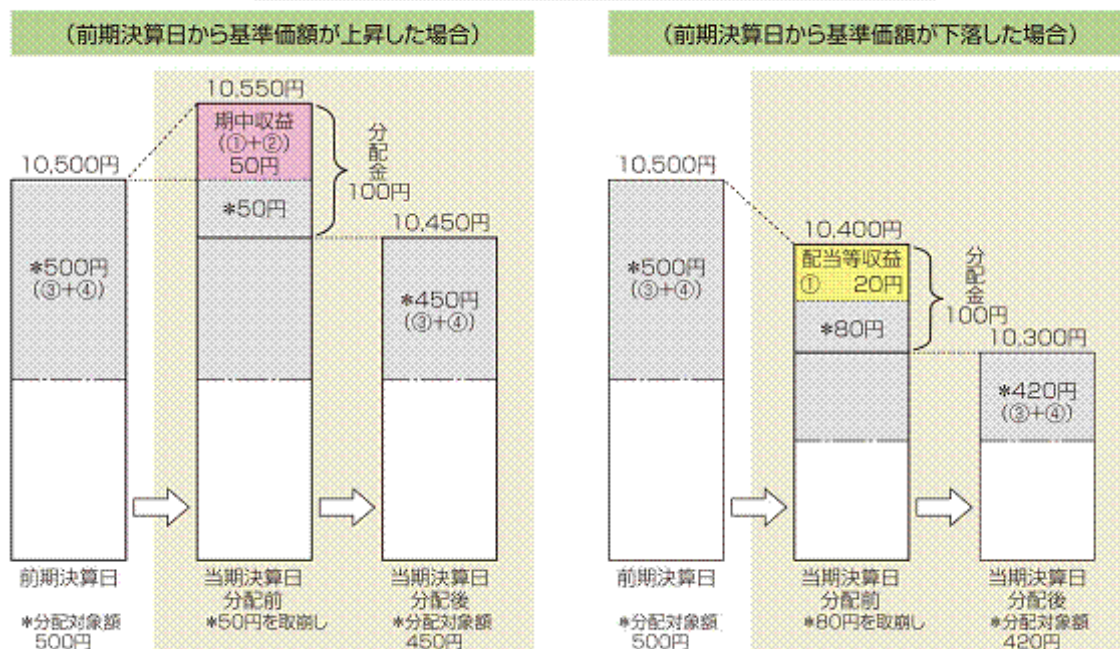


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

* 1 経費については、後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等および（4）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第38第1項第2号をご参照ください。

（決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合）

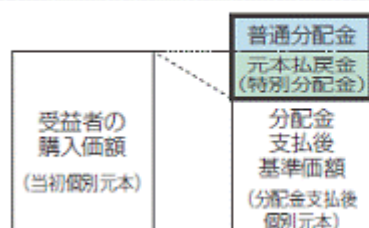


（注）分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

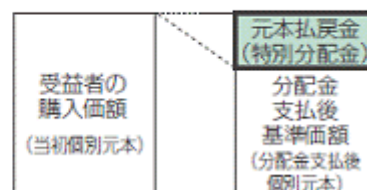
- 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配

金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「４手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（各マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、各マザーファンドそれぞれの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の１から６までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の１から６までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売り出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
- ６．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（５に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をすべて合計した額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれ

を立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

各マザーファンドの信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ（以下の～の取引等をいいます。）の使用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として新興国マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。

C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくはは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、新興国マザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売り出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- 1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにB R I C S マザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション

取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の１および２の範囲で行うことの指図をすることができます。

- １．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

Ｃ 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の１および２の範囲で行うことの指図をすることができます。

- １．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにＢＲＩＣＳマザーファンド信託約款第17条第２項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ２．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにＢＲＩＣＳマザーファンド信託約款第17条第２項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下２において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

有価証券の貸付の指図および範囲

Ａ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の１および２の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- １．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

Ｂ 前記Ａ１および２に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

Ｃ 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

Ａ 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

Ｂ 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当

金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

(参考)

マザーファンドには、以下の投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式をマザーファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社はマザーファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（１） リスク要因

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、各マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、各マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

各マザーファンドは、主に外国の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

当マザーファンドの投資対象有価証券の発行体が所在する諸国には新興国が含まれます。新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け当マザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・債券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いいため、その結果債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々の規制を一方向的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方向的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

為替変動リスク

当マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは一切行いません。このため、為替相場の変動により、当マザーファンドの信託財産の価値が変動します。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

キャピタル・ゲイン税の当マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

当マザーファンドにおいて、キャピタル・ゲイン税が生じる新興国の債券に投資する場合があります。キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。このため、当マザーファンドでキャピタル・ゲイン税の課税対象となる有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

仕組債のリスク

当マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。当マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

カントリーリスク

BRICS5カ国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け当マザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いいため、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々な規制を一方向的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方向的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

また、ロシア市場における株式への投資は、加えて以下のリスクおよび留意点があります。

ロシア市場における株式への投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、当マザーファンド名義での開設ができません。したがって、日本マスタートラスト信託銀行株式会社^{*}名義でメインアカウントを開設し、当マザーファンド名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。議決権については、メインアカウント単位でしか行使が認められていません。そのため、議決権の行使については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、同社の保有する同銘柄の株式について包括的に行使することとなり、当マザーファンド独自の方針で行使することはできません。

^{*} 日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当マザーファンドの受託銀行である『三菱UFJ信託銀行株式会社』の再信託受託会社です。

更に、インド市場における株式への投資は、加えて以下のリスクおよび留意点があります。

・税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大0.83625%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.125%の有価証券取引税が適用され

ます。（税率は全て平成24年2月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、当マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

当マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しています。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

・「非課税利得」の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売却益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。当ファンドは追加型ですので、当マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、当マザーファンドが株式の売却を行った時点の当ファンドの受益者に帰属し、当ファンドの受益権を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。また、非課税利得は当ファンドの受益者のみに帰属するものではなく、当マザーファンドを投資対象とする他のファンドの受益者にも帰属することになります。

為替変動リスク

当マザーファンドは外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは一切行いません。このため、為替相場の変動により当マザーファンドの信託財産の価値が変動します。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。当マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

流動性リスク

B R I C S 5 カ国の株式は先進国の株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります。注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該株式の価格の下落により、当マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

カバード・ワラントおよび株価連動社債のリスク

当マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行するカバード・ワラントや株価連動社債の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、当マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

デリバティブ商品のリスク

当マザーファンドは、先物、オプション等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。当マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコ

ストが発生し当マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

投資銘柄集中リスク

当マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、B R I C S 5 カ国の株式市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

キャピタル・ゲイン税等の当マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

当マザーファンドにおいて、保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン税等が課せられる場合があります。キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。このため、当マザーファンドで有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

当ファンドおよび各マザーファンド共通

為替変動リスク

経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託者の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率の決定に関する権限の委託先または各マザーファンドの運用委託先を変更する場合があります。

解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、各マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性リスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、各マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権および各マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよび各マザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよび各マザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよび各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

当ファンド特有の留意点

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券へ投資しますが、当ファンドにおける資金流入等は全額新興国債券マザーファンドの受益証券を取得または一部解約することにより対応します。このため、資金流入等の金額によっては、各マザーファンドの受益証券の組入比率が一時的に大幅に変動する場合があります。

（２）投資リスクに関する管理体制

（イ）当ファンドにおける運用のリスク管理体制

以下は、委託会社におけるものです。

運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果（パフォーマンス）およびリスク指標やリスク水準が妥当かどうかのチェックを行います。

運用部門から独立したリスク管理部門は、投資方針、投資範囲、投資制限等（各マザーファンドの受益証券への投資配分にかかる投資制限を含みます。）の遵守状況をチェックし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行います。

為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社は為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、ミドルオフィス部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

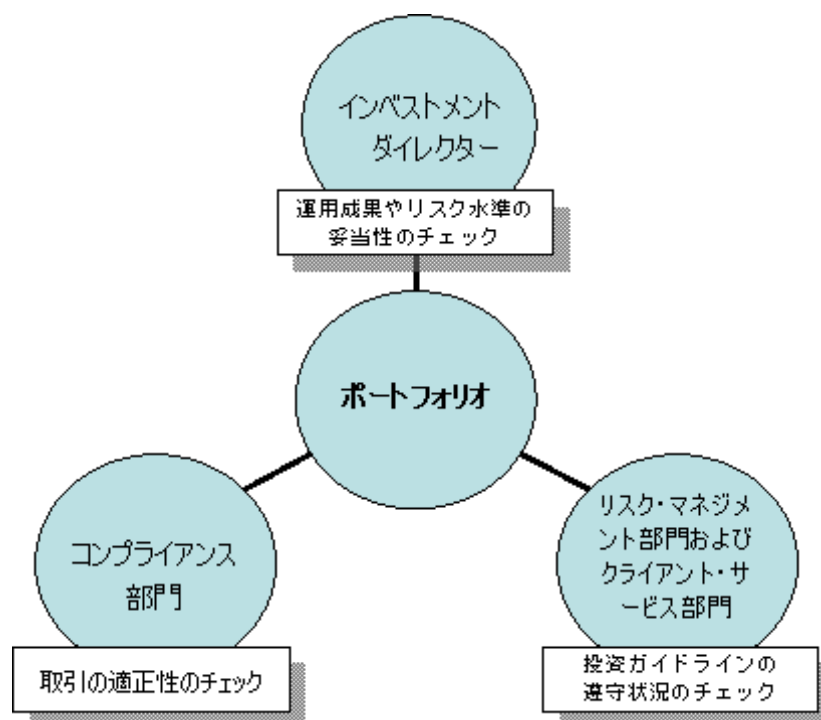
（ロ）各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P M I M社におけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の各部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成24年3月末現在）

- インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果が当マザーファンドの目標とする数値に適合しているか、当マザーファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、当マザーファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーと随時ミーティングを実施します。
 - コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - 投資ガイドライン^{*}違反を未然防止するためのモニター・システムを取引前・取引後において活用しています。取引前においては、リスク・マネジメント部門は、潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。取引後においては、リスク・マネジメント部門およびクライアント・サービス部門にて、潜在的なものを含め違反があるかどうかチェックします。
- ^{*} 当マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

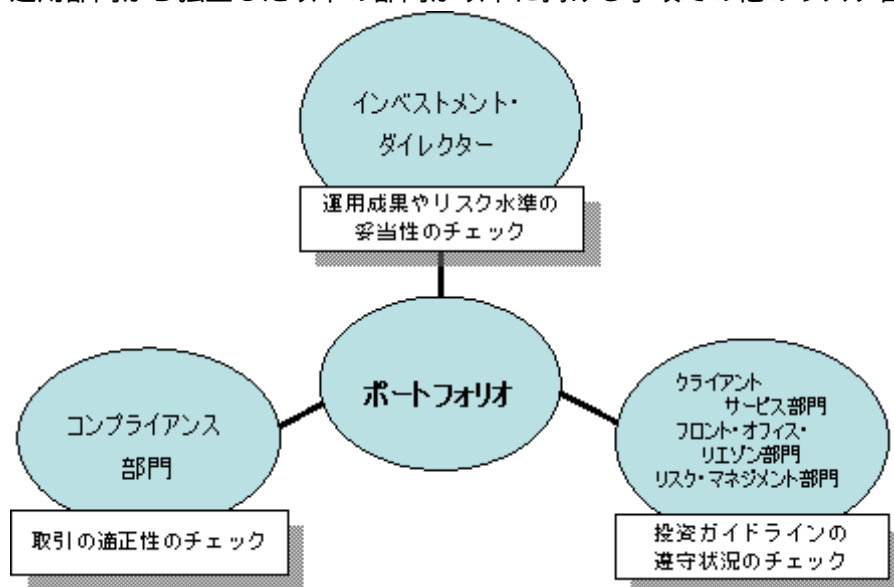
当マザーファンドの運用委託先が必要と判断した場合、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。そのヘッジ状況は、当マザーファンドの運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用のリスク管理体制

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成24年3月末現在）

- インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果が当マザーファンドの目標とする数値に適合しているか、当マザーファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、当マザーファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーと四半期毎にミーティングを実施します。
- コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。
- 投資ガイドライン^{*}違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライア

ントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

* 当マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによる各マザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額^{*}として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額がかかります。

* 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

当ファンドによる各マザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.8501%（税抜1.762%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.903% （税抜0.860%）	年率0.903% （税抜0.860%）	年率0.0441% （税抜0.042%）

委託会社の受ける報酬には、各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託にかかる投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年0.05%）および各マザーファンドの運用委託先への報酬が含まれています。各マザーファンドの運用委託先への報酬は、所定の報酬対象期間^{*}の毎月末時点における当ファンドが保有する各マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に、マザーファンド毎に以下の料率を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて日割り計算して得た額の合計額とします。

* 報酬対象期間については、信託約款第37条第4項をご参照ください。

ファンド名	年率
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	0.35%
JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	0.50%

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

各マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

１．以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）および外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

なお、キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。また、キャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に対する費用も費用計上されます。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬

（ｂ）運用に付随して発生する費用

（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

各マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

また、各マザーファンドにおいて、先物取引およびオプション取引を行う場合、当該取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。さらに、カバード・ワラント、株価連動社債または仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、各マザーファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

前記 から までの費用等は、当ファンドおよび各マザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよび各マザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

２．監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年4月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 2 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

- * 1 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。
- * 2 上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、７％（所得税７％）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

- * 平成24年12月31日までの税率です。平成25年１月１日から平成25年12月31日までは7.147％（所得税7.147％）、平成26年１月１日からは15.315％（所得税15.315％）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年4月20日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	日本	8,578,417,675	69.75
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）	日本	3,726,771,441	30.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,599,691	0.05
合計(純資産総額)		12,299,589,425	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成24年4月20日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	478,270,945	2.12
	イギリス	302,963,010	1.34
	マレーシア	1,198,427,874	5.32
	フィリピン	62,972,700	0.28
	メキシコ	3,772,746,153	16.73
	ブラジル	6,299,688,047	27.93
	トルコ	1,564,443,680	6.94
	ハンガリー	574,430,148	2.55
	ペルー	409,370,542	1.82
	ポーランド	2,134,988,515	9.47
	南アフリカ	2,469,428,244	10.95
	小計	19,267,729,858	85.45
特殊債券	アメリカ	195,757,600	0.87
	イギリス	292	0.00
	小計	195,757,892	0.87
社債券	アメリカ	372,083,855	1.65
	イギリス	1,762,725,776	7.82
	小計	2,134,809,631	9.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	949,565,294	4.21
合計(純資産総額)		22,547,862,675	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」をご参照ください。

（参考）J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	10,859,349,987	12.31
	イギリス	12,300,391,576	13.94
	香港	21,609,114,270	24.48
	ブラジル	9,007,060,063	10.21
	インド	15,362,190,519	17.41
	南アフリカ	14,780,628,158	16.75
	ロシア	2,514,757,647	2.85
	小計	86,433,492,220	97.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,811,400,229	2.05
合計（純資産総額）		88,244,892,449	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」をご参照ください。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年4月20日現在）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	7,570,082,665	1.1155	8,444,486,011	1.1332	8,578,417,675	69.75
2	日本	親投資信託 受益証券	J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド （適格機関投資家専用）	2,221,754,764	1.6252	3,610,795,842	1.6774	3,726,771,441	30.30

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

順位	国 / 地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN14 NTN	56,989,000	4,464.93	2,544,519,664	4,530.39	2,581,827,262	10	2014/1/1	11.45
2	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTN	40,020,000	4,332.76	1,733,972,570	4,435.78	1,775,200,676	10	2017/1/1	7.87
3	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	64,155,000	2,692.31	1,727,252,763	2,682.03	1,720,660,195	6.25	2015/10/24	7.63
4	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% DEC24 M20	201,686,100	816.79	1,647,351,963	822.31	1,658,489,405	10	2024/12/5	7.36
5	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL I/L 6% AUG20 NTNB	12,600,000	10,063.79	1,268,037,989	10,332.29	1,301,869,643	6	2020/8/15	5.77
6	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA13.5% SEP15 R157	79,750,000	1,258.15	1,003,376,698	1,257.31	1,002,712,540	13.5	2015/9/15	4.45
7	イギリス	インドネシア	社債証券	CITI VAR IDR NOV20 CLN	8,064,590	10,289.97	829,844,423	10,305.90	831,128,604	-	2020/11/17	3.69
8	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA10.5% DEC26 R186	65,866,667	1,233.95	812,768,165	1,245.45	820,337,984	10.5	2026/12/21	3.64
9	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT10% NOV36 M30	82,675,300	794.02	656,459,739	810.18	669,822,879	10	2036/11/20	2.97
10	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN21 NTN	14,000,000	4,171.32	583,985,018	4,300.42	602,059,903	10	2021/1/1	2.67
11	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10% JUN15	12,600,000	4,663.02	587,540,640	4,646.22	585,424,869	10	2015/6/17	2.60
12	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	20,000,000	2,826.11	565,223,010	2,809.13	561,827,574	4.378	2019/11/29	2.49

13	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT7.75%DEC17M10	77,941,100	690.71	538,347,751	696.89	543,170,434	7.75	2017/12/14	2.41
14	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.262% SEP16	19,000,000	2,773.58	526,981,512	2,771.85	526,652,879	4.262	2016/9/15	2.34
15	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 10.5% JAN20	10,800,000	4,860.50	524,934,820	4,839.74	522,692,562	10.5	2020/1/15	2.32
16	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA6.75% MAR21 R208	48,000,000	967.71	464,502,528	975.00	468,000,288	6.75	2021/3/31	2.08
17	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10	61,713,200	693.39	427,916,613	695.77	429,382,055	9.5	2014/12/18	1.90
18	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.75% SEP22	16,000,000	2,606.76	417,082,288	2,589.55	414,328,320	5.75	2022/9/23	1.84
19	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT6.95%AUG31 REGS	12,181,000	3,325.77	405,112,707	3,360.73	409,370,542	6.95	2031/8/12	1.82
20	アメリカ	インドネシア	社債券	CITI VAR IDR AUG18 CLN	3,984,000	9,352.60	372,607,642	9,339.45	372,083,855	-	2018/8/20	1.65
21	イギリス	ロシア	社債券	CS VAR RUB MAR13 CLN	4,215,000	8,511.58	358,763,312	8,221.85	346,551,206	-	2013/3/22	1.54
22	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY I/L 4% APR20	6,200,000	5,539.52	343,450,659	5,515.34	341,951,231	4	2020/4/1	1.52
23	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT8.5%NOV38 M30	44,000,000	693.78	305,263,200	708.10	311,564,880	8.5	2038/11/18	1.38
24	イギリス	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.85% MAR18 REGS	105,000,000	289.81	304,305,750	288.53	302,963,010	7.85	2018/3/10	1.34
25	イギリス	ロシア	社債券	CITI VAR RUB APR21 CLN	3,100,000	8,198.66	254,158,584	8,284.40	256,816,617	-	2021/4/16	1.14
26	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7.5% NOV20 20/A	705,000,000	33.58	236,802,760	33.21	234,171,192	7.5	2020/11/12	1.04
27	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27	3,453,000,000	6.64	229,616,212	6.61	228,513,877	9.85	2027/6/28	1.01
28	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6.75% NOV17 17/A	624,000,000	33.24	207,440,543	32.93	205,540,987	6.75	2017/11/24	0.91
29	アメリカ	コロンビア	特殊債券	EPM 8.375% REGS	4,000,000,000	4.86	194,708,800	4.89	195,757,600	8.375	2021/2/1	0.87
30	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7% FEB31 R213	20,000,000	868.89	173,778,543	891.88	178,377,432	7	2031/2/28	0.79

（注１）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（２）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

（注２）クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

（参考）J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	767,000	4,753.74	3,646,121,143	4,977.17	3,817,494,759	4.33
2	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	3,064,480	1,096.04	3,358,811,046	1,091.22	3,344,043,316	3.79
3	南アフリカ	南アフリカ	株式	TIGER BRANDS LTD	食品・飲料・タバコ	933,944	2,690.88	2,513,132,071	2,887.10	2,696,398,501	3.06
4	ロシア	ロシア	株式	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	銀行	9,331,959	223.74	2,088,010,895	269.47	2,514,757,647	2.85
5	南アフリカ	南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生活必需品小売り	1,695,125	1,406.59	2,384,361,468	1,458.96	2,473,122,112	2.80
6	香港	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	18,838,000	119.08	2,243,349,603	120.34	2,267,130,694	2.57
7	アメリカ	ブラジル	株式	VALE SA-SP PRF A ADR	素材	1,205,324	1,866.82	2,250,126,535	1,825.10	2,199,838,037	2.49
8	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	34,025,840	63.96	2,176,347,167	63.96	2,176,347,167	2.47
9	イギリス	ロシア	株式	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	エネルギー	706,409	2,727.44	1,926,690,988	3,070.41	2,168,969,496	2.46
10	ブラジル	ブラジル	株式	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF	公益事業	971,438	1,466.91	1,425,021,830	2,065.40	2,006,413,873	2.27
11	香港	中国	株式	LI & FUNG LIMITED	小売	11,088,000	177.78	1,971,313,344	177.99	1,973,646,259	2.24
12	香港	中国	株式	AIA GROUP LTD	保険	6,696,000	269.83	1,806,835,248	294.56	1,972,373,760	2.24
13	南アフリカ	南アフリカ	株式	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	各種金融	4,676,837	381.94	1,786,284,686	407.13	1,904,104,499	2.16
14	アメリカ	ブラジル	株式	GERDAU SA -SPON ADR	素材	2,391,600	796.71	1,905,435,289	775.77	1,855,331,532	2.10
15	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	10,757,000	162.63	1,749,509,874	171.89	1,849,093,877	2.10
16	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES ENTERPRISES LTD	小売	6,196,000	290.35	1,799,020,992	295.61	1,831,611,952	2.08
17	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	10,690,000	155.13	1,658,340,909	169.16	1,808,337,504	2.05

18	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	10,398,134	185.15	1,925,235,306	173.57	1,804,908,099	2.05
19	香港	中国	株式	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	電気通 信サー ビス	40,088,000	43.76	1,754,283,985	44.39	1,779,682,707	2.02
20	ア メ リ カ	ブラ ジ ル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR	食品・ 飲料・ タバコ	502,790	3,048.36	1,532,688,846	3,537.51	1,778,625,256	2.02
21	ア メ リ カ	ブラ ジ ル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	銀行	1,290,939	1,714.04	2,212,725,472	1,369.43	1,767,861,180	2.00
22	イ リ ス	ロシ ア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI	食品・ 生活必 需品小 売り	723,100	2,002.30	1,447,865,443	2,400.80	1,736,021,372	1.97
23	イ リ ス	ロシ ア	株式	ROSNEFT OIL COMPANY-GDR	エネ ルギー	2,902,700	604.28	1,754,055,166	595.70	1,729,166,546	1.96
24	イ リ ス	ロシ ア	株式	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI	銀行	1,643,300	901.52	1,481,478,333	1,048.51	1,723,023,713	1.95
25	イ ン ド	イン ド	株式	ITC LIMITED	食品・ 飲料・ タバコ	4,247,672	330.53	1,404,008,512	385.59	1,637,898,075	1.86
26	ブラ ジ ル	ブラ ジ ル	株式	LOJAS RENNER S.A.	小売	585,700	2,772.51	1,623,862,686	2,634.38	1,542,956,366	1.75
27	ブラ ジ ル	ブラ ジ ル	株式	BM&F BOVESPA SA	各種金 融	3,149,300	449.19	1,414,634,067	488.68	1,539,012,521	1.74
28	南 ア フリ カ	南ア フリ カ	株式	SASOL LIMITED	エネ ルギー	401,700	4,267.99	1,714,453,953	3,818.17	1,533,762,825	1.74
29	イ ン ド	イン ド	株式	COAL INDIA LIMITED	エネ ルギー	2,670,700	552.84	1,476,475,129	571.32	1,525,845,689	1.73
30	ブラ ジ ル	ブラ ジ ル	株式	BRF-BRASIL FOODS SA	食品・ 飲料・ タバコ	974,300	1,528.98	1,489,687,162	1,510.75	1,471,927,622	1.67

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成24年４月20日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.05

（参考）ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年４月20日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	85.45
特殊債券	0.87
社債券	9.47

（参考）ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年４月20日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	18.68
		素材	7.83
		資本財	2.30
		自動車・自動車部品	4.19
		小売	6.82
		食品・生活必需品小売り	6.91
		食品・飲料・タバコ	8.60
		家庭用品・パーソナル用品	1.21
		銀行	17.96
		各種金融	6.45
		保険	6.15
		不動産	2.05
		ソフトウェア・サービス	1.46
		電気通信サービス	5.07
公益事業	2.27		
合計			97.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年４月20日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額 （円） （分配落）	１口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第１特定期間末	(平成22年３月11日)	2,666	2,687	1.0149	1.0229
第２特定期間末	(平成22年９月13日)	5,809	5,845	0.9677	0.9737
第３特定期間末	(平成23年３月11日)	9,489	9,549	0.9588	0.9648
第４特定期間末	(平成23年９月12日)	11,887	11,968	0.8744	0.8804
第５特定期間末	(平成24年３月12日)	12,381	12,462	0.9171	0.9231
	平成23年４月末日	10,369	-	1.0072	-
	平成23年５月末日	11,359	-	0.9719	-
	平成23年６月末日	12,085	-	0.9687	-
	平成23年７月末日	12,343	-	0.9354	-
	平成23年８月末日	12,087	-	0.8942	-
	平成23年９月末日	10,933	-	0.7915	-
	平成23年10月末日	11,867	-	0.8561	-
	平成23年11月末日	11,160	-	0.7992	-
	平成23年12月末日	10,907	-	0.7899	-
	平成24年１月末日	11,505	-	0.8376	-
	平成24年２月末日	12,508	-	0.9201	-
	平成24年３月末日	12,300	-	0.8985	-
	平成24年４月20日	12,299	-	0.8844	-

（注）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
第１特定期間	0.0180
第２特定期間	0.0350
第３特定期間	0.0360
第４特定期間	0.0360
第５特定期間	0.0360

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第１特定期間	3.29
第２特定期間	1.20
第３特定期間	2.80
第４特定期間	5.05
第５特定期間	9.00

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	2,710,347,958	83,330,890	2,627,017,068
第２特定期間	4,102,020,925	725,113,793	6,003,924,200
第３特定期間	4,584,736,028	691,062,674	9,897,597,554
第４特定期間	5,470,493,657	1,773,947,052	13,594,144,159
第５特定期間	2,215,401,880	2,309,559,982	13,499,986,057

（注１）第１特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

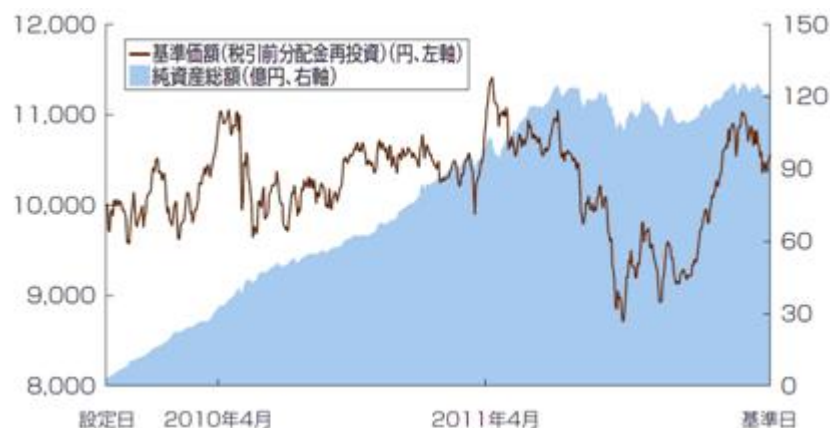
<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年4月20日	設定日	2009年10月30日
純資産総額	122億円	決算回数	年12回

ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
24期	2011年12月	60
25期	2012年1月	60
26期	2012年2月	60
27期	2012年3月	60
28期	2012年4月	60
	設定来累計	1,670

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	69.7%
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）	30.3%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-0.0%
合計（純資産総額）	100.0%

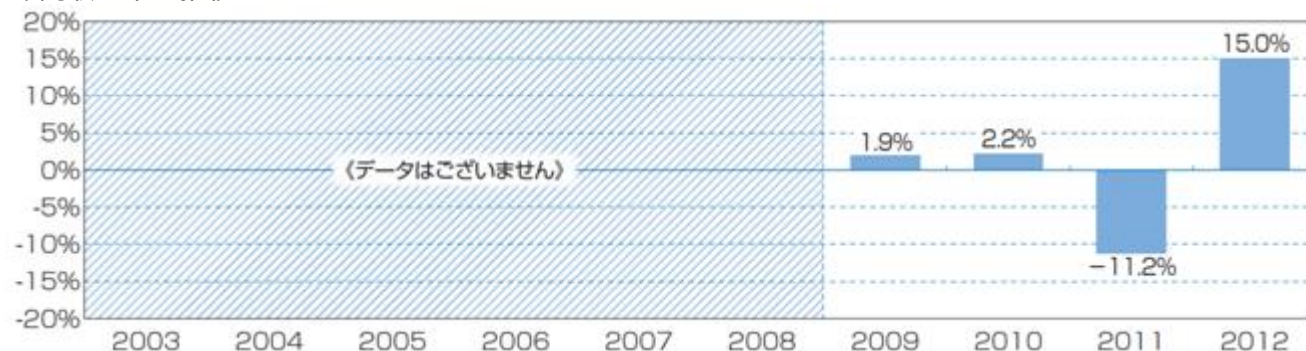
国別構成状況

投資国 2	投資比率 3
ブラジル	25.4%
南アフリカ	12.7%
メキシコ	11.6%
ロシア	8.8%
中国	7.4%
その他	30.5%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
ブラジルレアル	22.5%
米ドル	15.4%
南アフリカランド	12.7%
メキシコペソ	11.6%
香港ドル	7.4%
その他	26.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率（％）＝{（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた収益分配金（税引前））÷前年末営業日の基準価額－1}×100

* 2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年4月20日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、ＪＰＭ新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しております。

2 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。

3 ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位10銘柄

ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	クーポン（％）	償還日	投資国 1	通貨	投資比率 2
1	ブラジル国債	国債証券	10.00	2014/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルレアル	8.0%
2	ブラジル国債	国債証券	10.00	2017/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルレアル	5.5%
3	ポーランド国債	国債証券	6.25	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	5.3%
4	メキシコ国債	国債証券	10.00	2024/12/ 5	メキシコ	メキシコペソ	5.2%
5	ブラジル国債	国債証券	6.00	2020/ 8 /15	ブラジル	ブラジルレアル	4.0%
6	南アフリカ国債	国債証券	13.50	2015/ 9 /15	南アフリカ	南アフリカランド	3.1%
7	インドネシア国債（ＣＬＮ）	社債券	-	2020/11/17	インドネシア	米ドル	2.6%
8	南アフリカ国債	国債証券	10.50	2026/12/21	南アフリカ	南アフリカランド	2.5%
9	メキシコ国債	国債証券	10.00	2036/11/20	メキシコ	メキシコペソ	2.1%
10	ブラジル国債	国債証券	10.00	2021/ 1 / 1	ブラジル	ブラジルレアル	1.9%

ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	ルクオイル	株式	ロシア	米ドル	エネルギー	1.3%
2	H D F C	株式	インド	インドルピー	銀行	1.2%
3	タイガーブランズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	食品・飲料・タバコ	0.9%
4	ズベルバンク	株式	ロシア	米ドル	銀行	0.8%
5	ショップライト・ホールディングス	株式	南アフリカ	南アフリカランド	食品・生活必需品小売り	0.8%
6	中国石油天然気	株式	中国	香港ドル	エネルギー	0.8%
7	ヴァーレ	株式	ブラジル	米ドル	素材	0.8%
8	中国建設銀行	株式	中国	香港ドル	銀行	0.8%
9	タトネフチ	株式	ロシア	米ドル	エネルギー	0.8%
10	ミナスジェライス電力	株式	ブラジル	ブラジルレアル	公益事業	0.7%

* クレジット・リンク債（ＣＬＮ）は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

* クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後３時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。
ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.1%）を差し引いた額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額とします。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権 1 万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権 1 万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「（５）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月12日から翌月11日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月11日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

信託の終了等

（a）信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の場合（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、3月、9月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託（ともに各マザーファンドにかかるもの）、ならびに委託会社とＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドとの間の投資比率決定の権限の委託（当ファンドにかかるもの）に関する契約には期限の定めはありません。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。ただし、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４） 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「３ 資産管理等の概要（５） その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

（５） 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。
- ３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第５特定期間（平成23年９月13日から平成24年３月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年 9 月12日現在)	当期 (平成24年 3 月12日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,988,522,268	12,479,648,110
未収入金	26,119,401	90,010,483
流動資産合計	12,014,641,669	12,569,658,593
資産合計	12,014,641,669	12,569,658,593
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	81,564,864	80,999,916
未払解約金	26,119,401	90,010,483
未払受託者報酬	461,019	413,696
未払委託者報酬	18,879,781	16,941,894
その他未払費用	219,522	196,987
流動負債合計	127,244,587	188,562,976
負債合計	127,244,587	188,562,976
純資産の部		
元本等		
元本	1 13,594,144,159	1 13,499,986,057
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2 1,706,747,077	2 1,118,890,440
(分配準備積立金)	302,744,656	79,711,526
元本等合計	11,887,397,082	12,381,095,617
純資産合計	11,887,397,082	12,381,095,617
負債純資産合計	12,014,641,669	12,569,658,593

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成23年 3 月12日 至 平成23年 9 月12日)	当期 (自 平成23年 9 月13日 至 平成24年 3 月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	605,981,086	1,182,953,213
営業収益合計	605,981,086	1,182,953,213
営業費用		
受託者報酬	2,487,988	2,506,852
委託者報酬	¹ 101,888,991	¹ 102,661,489
その他費用	1,184,690	1,193,674
営業費用合計	105,561,669	106,362,015
営業利益又は営業損失（ ）	711,542,755	1,076,591,198
経常利益又は経常損失（ ）	711,542,755	1,076,591,198
当期純利益又は当期純損失（ ）	711,542,755	1,076,591,198
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,326,236	21,420,188
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	407,662,890	1,706,747,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,063,800	378,682,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,063,800	378,682,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,654,119	349,797,511
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,256,799	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	187,397,320	349,797,511
分配金	² 433,624,877	² 496,199,035
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,706,747,077	1,118,890,440

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年9月11日が休日のため、信託約款第34条により、第4特定期間末日を平成23年9月12日としております。また、平成24年3月11日が休日のため、第5特定期間末日を平成24年3月12日としております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年9月12日現在)	当期 (平成24年3月12日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	9,897,597,554円	13,594,144,159円
期中追加設定元本額	5,470,493,657円	2,215,401,880円
期中一部解約元本額	1,773,947,052円	2,309,559,982円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は1,706,747,077 円であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は1,118,890,440 円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	13,594,144,159口	13,499,986,057口
1 口当たりの純資産額	0.8744円	0.9171円
(1 万口当たりの純資産額)	(8,744円)	(9,171円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成23年 3 月12日 至 平成23年 9 月12日)	当期 (自 平成23年 9 月13日 至 平成24年 3 月12日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	J P M新興国毎月決算ファンド 純資産総額に年率0.05%を乗じて得た額 J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額 J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.50%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額 上記それぞれに算出した額の合計額	J P M新興国毎月決算ファンド 同左 J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左 J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左 上記それぞれに算出した額の合計額
2 分配金の計算過程	(自 平成23年 3 月12日 至 平成23年 4 月11日) 費用控除後の配当等収益額 43,962,602円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 434,660,560円 収益調整金額 707,797,087円 分配準備積立金額 36,742,751円 当ファンドの分配対象収益額 1,223,163,000円 当ファンドの期末残存口数 9,750,633,924口 1万口当たり収益分配対象額 1,254.44円 1万口当たり分配金額 60.00円 収益分配金金額 58,503,803円 (自 平成23年 4 月12日 至 平成23年 5 月11日) 費用控除後の配当等収益額 24,975,200円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円 収益調整金額 871,565,469円 分配準備積立金額 429,341,232円 当ファンドの分配対象収益額 1,325,881,901円	(自 平成23年 9 月13日 至 平成23年10月11日) 32,931,038円 - 円 1,257,718,566円 298,117,452円 1,588,767,056円 13,890,446,266口 1,143.78円 60.00円 83,342,677円 (自 平成23年10月12日 至 平成23年11月11日) 34,541,051円 - 円 1,263,885,975円 243,410,991円 1,541,838,017円

当ファンドの期末残存口数	10,857,139,772口	13,903,096,738口
1万口当たり収益分配対象額	1,221.20円	1,108.98円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	65,142,838円	83,418,580円
	(自 平成23年 5 月12日 至 平成23年 6 月13日)	(自 平成23年11月12日 至 平成23年12月12日)
費用控除後の配当等収益額	41,843,507円	31,597,872円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,014,871,570円	1,266,543,900円
分配準備積立金額	384,322,204円	190,394,505円
当ファンドの分配対象収益額	1,441,037,281円	1,488,536,277円
当ファンドの期末残存口数	12,010,137,321口	13,880,288,602口
1万口当たり収益分配対象額	1,199.85円	1,072.41円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	72,060,823円	83,281,731円
	(自 平成23年 6 月14日 至 平成23年 7 月11日)	(自 平成23年12月13日 至 平成24年 1 月11日)
費用控除後の配当等収益額	131,410,893円	111,194,582円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,101,983,441円	1,267,728,843円
分配準備積立金額	351,404,577円	136,149,723円
当ファンドの分配対象収益額	1,584,798,911円	1,515,073,148円
当ファンドの期末残存口数	12,721,042,652口	13,855,846,662口
1万口当たり収益分配対象額	1,245.80円	1,093.45円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	76,326,255円	83,135,079円
	(自 平成23年 7 月12日 至 平成23年 8 月11日)	(自 平成24年 1 月12日 至 平成24年 2 月13日)
費用控除後の配当等収益額	20,787,057円	35,881,292円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,182,716,060円	1,253,525,739円
分配準備積立金額	400,368,145円	159,520,057円
当ファンドの分配対象収益額	1,603,871,262円	1,448,927,088円
当ファンドの期末残存口数	13,337,715,734口	13,670,175,472口
1万口当たり収益分配対象額	1,202.50円	1,059.91円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	80,026,294円	82,021,052円
	(自 平成23年 8 月12日 至 平成23年 9 月12日)	(自 平成24年 2 月14日 至 平成24年 3 月12日)
費用控除後の配当等収益額	48,408,216円	53,980,549円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,218,711,875円	1,244,425,175円
分配準備積立金額	335,901,304円	106,730,893円
当ファンドの分配対象収益額	1,603,021,395円	1,405,136,617円

当ファンドの期末残存口数	13,594,144,159口	13,499,986,057口
1万口当たり収益分配対象額	1,179.19円	1,040.84円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	81,564,864円	80,999,916円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （平成23年 9 月12日現在）	当期 （平成24年 3 月12日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	193,575,489	767,137,866
合計	193,575,489	767,137,866

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成24年 3 月12日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	7,426,220,525	8,604,019,100	
		J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	2,221,754,764	3,875,629,010	
合計			9,647,975,289	12,479,648,110	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年 9 月12日現在)	(平成24年 3 月12日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,142,481,528	536,411,228
コール・ローン		32,882,576	2,351,549
国債証券		25,000,270,032	19,570,975,757
特殊債券		263,603,619	224,760,121
社債券		3,156,978,451	2,515,235,226
派生商品評価勘定		243,108,554	47,139,995
未収入金		234,529,030	348,010,153
未収利息		403,250,645	307,192,196
前払費用		46,326,242	8,116,910
流動資産合計		30,523,430,677	23,560,193,135
資産合計		30,523,430,677	23,560,193,135
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		228,985,196	48,878,090
未払金		261,283,571	-
未払解約金		326,204,733	590,014,112
流動負債合計		816,473,500	638,892,202
負債合計		816,473,500	638,892,202
純資産の部			
元本等			
元本	1	27,642,659,014	19,784,063,055
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		2,064,298,163	3,137,237,878
元本等合計		29,706,957,177	22,921,300,933
純資産合計		29,706,957,177	22,921,300,933
負債純資産合計		30,523,430,677	23,560,193,135

（注）「ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年３月11日から９月10日および９月11日から翌年３月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年９月12日および平成24年３月12日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1 . 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 . デリバティ ブ等の評価 基準および 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 . その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成23年 9 月12日現在)	(平成24年 3 月12日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額および期中解約元 本額		
期首元本額	34,621,343,671円	27,642,659,014円
期中追加設定元本額	4,954,434,552円	2,018,428,480円
期中解約元本額	11,933,119,209円	9,877,024,439円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
ＪＰＭグローバル債券３分散ファンド （毎月決算型）	2,593,810,952円	2,127,582,458円
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファ ンドＦ（適格機関投資家専用）	16,397,250,146円	9,893,026,596円
ＪＰＭ資産分散ファンド	978,527円	464,038円
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファ ンド（非課税口・適格機関投資家専 用）	809,541,598円	336,769,438円
ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド	7,841,077,791円	7,426,220,525円
合 計	27,642,659,014円	19,784,063,055円
2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数	27,642,659,014口	19,784,063,055口
1 口当たりの純資産額 （1 万口当たりの純資産額）	1.0747円 (10,747円)	1.1586円 (11,586円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成23年 9 月12日現在）	（平成24年 3 月12日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	989,916,288	77,693,553
特殊債券	2,470,412	500,138
社債券	236,055,965	121,947,726
合計	1,228,442,665	44,754,311

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成23年 9月12日現在）				（平成24年 3月12日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	2,579,047,562	-	2,508,419,215	70,628,347	385,249,165	-	396,077,157	10,827,992
	メキシコペソ	1,722,391,056	-	1,614,511,905	107,879,151	-	-	-	-
	チリペソ	266,387,374	-	262,724,832	3,662,542	-	-	-	-
	トルコ・リラ	-	-	-	-	280,148,184	-	316,460,187	36,312,003
	ポーランドズロチ	250,188,598	-	220,873,800	29,314,798	-	-	-	-
	南アフリカランド	320,169,061	-	320,120,000	49,061	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	2,964,136,089	-	2,931,734,006	32,402,083	930,148,184	-	945,613,015	15,464,831
	メキシコペソ	1,747,847,239	-	1,614,511,904	133,335,335	-	-	-	-
	ドミニカペソ	-	-	-	-	100,749,125	-	102,202,238	1,453,113
	トルコ・リラ	-	-	-	-	284,500,040	-	316,460,186	31,960,146
	ポーランドズロチ	263,134,200	-	220,873,800	42,260,400	-	-	-	-
	南アフリカランド	568,066,123	-	550,406,684	17,659,439	-	-	-	-
合計		10,681,367,302	-	10,244,176,146	14,123,358	1,980,794,698	-	2,076,812,783	1,738,095

（注）１．為替予約の時価の算定方法

- （１）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （２）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- ２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- ３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表（平成24年 3 月12日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 6.5% JUN21 M		25,000,000.00	25,662,500.00	
		MEXICO GOVT10% DEC24 M20		166,686,100.00	219,255,562.21	
		MEXICO GOVT10% NOV36 M30		82,675,300.00	105,880,603.20	
		MEXICO GOVT7.75%DEC17M10		77,941,100.00	86,830,282.45	
		MEXICO GOVT8.5%NOV38 M30		44,000,000.00	49,236,000.00	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		61,713,200.00	69,018,808.61	
	計	銘柄数：	6	458,015,700.00	555,883,756.47	
					(3,613,244,417)	
		組入時価比率：	15.8%		16.2%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN13 NTN		859,000.00	882,794.30	
		BRAZIL 10% JAN14 NTN		56,989,000.00	58,629,485.35	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		29,520,000.00	29,479,911.84	
		BRAZIL 10% JAN21 NTN		14,000,000.00	13,455,876.00	
		BRAZIL I/L 6% AUG20 NTN		17,100,000.00	39,652,796.70	
	計	銘柄数：	5	118,468,000.00	142,100,864.19	
					(6,528,113,700)	
		組入時価比率：	28.5%		29.2%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		3,453,000,000.00	4,991,656,800.00	
	計	銘柄数：	1	3,453,000,000.00	4,991,656,800.00	
					(233,110,372)	
		組入時価比率：	1.0%		1.0%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.95%AUG31 REGS		12,181,000.00	13,165,833.85	
	計	銘柄数：	1	12,181,000.00	13,165,833.85	
					(406,560,949)	
		組入時価比率：	1.8%		1.8%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY I/L 3.7% JUN37		15,800,000.00	22,100,299.92	
		URUGUAY I/L 4.375% DEC28		30,972,090.00	35,217,895.24	
	計	銘柄数：	2	46,772,090.00	57,318,195.16	
					(241,309,601)	
		組入時価比率：	1.1%		1.1%	
	ドミニカペソ	DOMINICA15.95% JUN21REGS		54,500,000.00	52,439,355.00	
	計	銘柄数：	1	54,500,000.00	52,439,355.00	
					(110,647,039)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	トルコ・リラ	TURKEY GOVT 10% JUN15		12,600,000.00	12,876,192.00	
		TURKEY GOVT 10.5% JAN20		17,600,000.00	18,747,872.00	
		TURKEY I/L 4.5% FEB15		2,000,000.00	2,480,083.88	
	計	銘柄数：	3	32,200,000.00	34,104,147.88	
					(1,568,449,761)	
		組入時価比率：	6.8%		7.0%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB16 16/C		130,000,000.00	118,141,400.00	
		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		624,000,000.00	572,407,680.00	
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		705,000,000.00	653,429,250.00	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		259,350,000.00	257,233,704.00	
	計	銘柄数：	4	1,718,350,000.00	1,601,212,034.00	
					(593,569,301)	
		組入時価比率：	2.6%		2.7%	

	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.25% APR13		16,900,000.00	17,045,340.00	
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		66,855,000.00	70,064,040.00	
	計	銘柄数：	2	83,755,000.00	87,109,380.00	
					(2,293,589,975)	
		組入時価比率：	10.0%		10.3%	
	ロシアルーブル	RUSSIA 7.85% MAR18 REGS		105,000,000.00	109,462,500.00	
	計	銘柄数：	1	105,000,000.00	109,462,500.00	
					(306,495,000)	
		組入時価比率：	1.3%		1.4%	
	マレーシアリングgit	MALAYSIA 4.262% SEP16		19,000,000.00	19,803,890.00	
		MALAYSIA 4.378% NOV19		20,000,000.00	21,241,000.00	
		MALAYSIA 4.709% SEP26		3,800,000.00	4,145,560.60	
	計	銘柄数：	3	42,800,000.00	45,190,450.60	
					(1,232,343,587)	
		組入時価比率：	5.4%		5.5%	
	フィリピンペソ	PHIL GOVT7.75%FEB20 1050		28,000,000.00	33,320,000.00	
	計	銘柄数：	1	28,000,000.00	33,320,000.00	
					(64,307,600)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	南アフリカランド	S.AFRICA10.5% DEC26 R186		65,866,667.00	78,075,712.39	
		S.AFRICA13.5% SEP15 R157		79,750,000.00	96,385,850.00	
		S.AFRICA6.75% MAR21 R208		48,000,000.00	44,620,800.00	
	計	銘柄数：	3	193,616,667.00	219,082,362.39	
					(2,379,234,455)	
		組入時価比率：	10.4%		10.7%	
	小計				19,570,975,757	
					(19,570,975,757)	
特殊債券	コロンビアペソ	EPM 8.375% REGS		4,000,000,000.00	4,232,800,000.00	
	計	銘柄数：	1	4,000,000,000.00	4,232,800,000.00	
					(197,671,760)	
		組入時価比率：	0.9%		0.9%	
	ロシアルーブル	RED ARROW INTL 8.375%		9,650,289.22	9,674,414.94	
	計	銘柄数：	1	9,650,289.22	9,674,414.94	
					(27,088,361)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	小計				224,760,121	
					(224,760,121)	
社債券	アメリカドル	CITI VAR GHS MAR13 CLN		2,720,000.00	2,399,040.00	
		CITI VAR IDR AUG18 CLN		3,984,000.00	4,562,915.04	
		CITI VAR IDR NOV20 CLN		10,263,971.00	12,933,629.85	
		CITI VAR RUB APR21 CLN		3,100,000.00	3,112,400.00	
		CS VAR RUB MAR13 CLN		4,215,000.00	4,393,378.80	
		DB VAR IDR 22DEC13 CLN		550,000.00	721,303.00	
		STD VAR UGX JAN13 CLN		1,200,000.00	1,206,120.00	
	計	銘柄数：	7	26,032,971.00	29,328,786.69	
					(2,413,759,144)	
		組入時価比率：	10.5%		10.8%	
	ウクライナフリブナ	GS 5.5% UAH SEP15 CLN		12,320,000.00	9,900,105.60	
	計	銘柄数：	1	12,320,000.00	9,900,105.60	
					(101,476,082)	
		組入時価比率：	0.4%		0.5%	
	小計				2,515,235,226	
					(2,515,235,226)	
	合計				22,310,971,104	

					(22,310,971,104)	
--	--	--	--	--	------------------	--

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年 9 月12日現在)	(平成24年 3 月12日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,307,411,334	590,953,379
コール・ローン		298,182,355	2,672,265,344
株式		76,540,447,186	86,527,082,800
未収入金		1,994,716,794	-
未収配当金		236,549,636	42,203,332
未収利息		408	3,660
流動資産合計		80,377,307,713	89,832,508,515
資産合計		80,377,307,713	89,832,508,515
負債の部			
流動負債			
未払金		1,849,754,661	-
未払解約金		116,427,311	397,650,420
流動負債合計		1,966,181,972	397,650,420
負債合計		1,966,181,972	397,650,420
純資産の部			
元本等			
元本	1	52,499,616,463	51,270,750,399
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		25,911,509,278	38,164,107,696
元本等合計		78,411,125,741	89,434,858,095
純資産合計		78,411,125,741	89,434,858,095
負債純資産合計		80,377,307,713	89,832,508,515

（注）「ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年１月21日から翌年１月20日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年９月12日および平成24年３月12日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1 . 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 . デリバティ プ等の評価 基準および 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 . その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(追加情報)

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成23年 9 月12日現在)	(平成24年 3 月12日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 期中追加設定元本額および期中解約元 本額		
期首元本額	55,882,335,849円	52,499,616,463円
期中追加設定元本額	3,652,888,205円	4,658,060,531円
期中解約元本額	7,035,607,591円	5,886,926,595円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）		
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド	43,065,802,495円	42,149,436,092円
ＪＰＭブリックスＦＩＶＥポートフォ リオ（みずほインベスターズＳＭＡ専 用）	147,808,493円	124,317,946円
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド（適 格機関投資家転売制限付）	956,632,446円	1,226,029,434円
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンドＶＡ （適格機関投資家専用）	4,779,538,002円	4,512,407,537円
ＪＰＭ・ＢＲＩＣＳ５・ファンド （３ヶ月決算型）	1,165,183,201円	1,036,804,626円
ＪＰＭ新興国毎月決算ファンド	2,384,651,826円	2,221,754,764円
合 計	52,499,616,463円	51,270,750,399円
2 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における受益権の総数	52,499,616,463口	51,270,750,399口
1 口当たりの純資産額	1.4936円	1.7444円
（1 万口当たりの純資産額）	（14,936円）	（17,444円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成23年 9 月12日現在）	（平成24年 3 月12日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	7,685,393,645	4,687,025,417
合計	7,685,393,645	4,687,025,417

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成24年 3 月12日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	LUKOIL-SPON ADR	694,400	64.05	44,476,320.00	
	PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR	344,500	27.93	9,621,885.00	
	ROSNEFT OIL COMPANY-GDR	2,902,700	7.52	21,828,304.00	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	706,409	41.14	29,061,666.26	
	GERDAU SA -SPON ADR	2,391,600	9.96	23,820,336.00	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	2,481,620	6.07	15,075,841.50	
	VALE SA-SP PRF A ADR	610,224	22.34	13,632,404.16	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI	723,100	28.78	20,810,818.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PR ADR	689,390	41.01	28,271,883.90	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	1,611,339	21.46	34,579,334.94	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	9,331,959	3.26	30,450,182.21	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI	1,643,300	13.61	22,365,313.00	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR US	1,075,000	13.55	14,566,250.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	984,200	18.06	17,774,652.00	
	小計	銘柄数：	14	326,335,190.97	
				(26,857,386,216)	
	組入時価比率：	30.0%		31.0%	
ブラジルリアル	WEG SA	316,900	19.42	6,154,198.00	
	LOJAS RENNER S.A.	585,700	66.25	38,802,625.00	
	BRF-BRASIL FOODS SA	1,241,900	36.50	45,329,350.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	1,025,800	38.42	39,411,236.00	
	BM&F BOVESPA SA	3,149,300	12.51	39,397,743.00	
	CIELO SA	121,020	61.84	7,483,876.80	
	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF	971,438	41.37	40,188,390.06	
	小計	銘柄数：	7	216,767,418.86	
				(9,958,295,222)	
	組入時価比率：	11.1%		11.5%	
香港ドル	CNOOC LTD	10,757,000	16.98	182,653,860.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	18,838,000	11.54	217,390,520.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	3,414,000	24.50	83,643,000.00	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISES LTD	6,196,000	29.45	182,472,200.00	
	LI & FUNG LIMITED	11,088,000	17.76	196,922,880.00	

	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	34,025,840	6.29	214,022,533.60	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	10,398,134	16.58	172,401,061.72	
	AIA GROUP LTD	6,696,000	27.35	183,135,600.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	7,689,000	20.95	161,084,550.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	10,690,000	15.60	166,764,000.00	
	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	30,586,000	4.47	136,719,420.00	
小計	銘柄数：	11		1,897,209,625.32	
				(20,129,394,124)	
	組入時価比率：	22.5%		23.3%	
インドルピー	COAL INDIA LIMITED	2,670,700	336.05	897,488,735.00	
	AMBUJA CEMENTS LIMITED	3,156,900	163.10	514,890,390.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	629,120	1,302.35	819,334,432.00	
	HERO MOTOCORP LTD	408,500	1,911.05	780,663,925.00	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	916,900	676.95	620,695,455.00	
	TATA MOTORS LIMITED	1,826,600	280.65	512,635,290.00	
	ITC LIMITED	4,247,672	208.25	884,577,694.00	
	HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	1,589,300	382.25	607,509,925.00	
	BANK OF BARODA	712,900	811.90	578,803,510.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	3,064,480	680.50	2,085,378,640.00	
	INFOSYS LTD	255,970	2,859.85	732,035,804.50	
小計	銘柄数：	11		9,034,013,800.50	
				(15,086,803,046)	
	組入時価比率：	16.9%		17.4%	
南アフリカランド	SASOL LIMITED	401,700	392.76	157,771,692.00	
	MASSMART HOLDINGS LIMITED	426,604	172.92	73,768,363.68	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	1,695,125	139.50	236,469,937.50	
	THE SPAR GROUP LIMITED	912,100	116.42	106,186,682.00	
	TIGER BRANDS LTD	933,944	268.13	250,418,404.72	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	4,676,837	39.13	183,004,631.81	
	FIRSTRAND LTD	8,372,259	24.26	203,111,003.34	
	MTN GROUP LTD	873,258	142.00	124,002,636.00	
小計	銘柄数：	8		1,334,733,351.05	
				(14,495,204,192)	
	組入時価比率：	16.2%		16.8%	
合計				86,527,082,800	
				(86,527,082,800)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（口）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年4月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	12,323,215,641	円
負債総額	23,626,216	円
純資産総額(-)	12,299,589,425	円
発行済口数	13,907,309,251	口
1口当たり純資産額(/)	0.8844	円

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	22,856,477,114	円
負債総額	308,614,439	円
純資産総額(-)	22,547,862,675	円
発行済口数	19,897,329,630	口
1口当たり純資産額(/)	1.1332	円

（参考）J P M・B R I C S 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成24年4月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	89,488,013,732	円
負債総額	1,243,121,283	円
純資産総額(-)	88,244,892,449	円
発行済口数	52,608,729,320	口
1口当たり純資産額(/)	1.6774	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- （１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- （２）前記（１）の申請があった場合には、前記（１）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- （３）前記（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

２ 受益者に対する特典

ありません。

３ 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４ その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１） 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（２） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（３） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

資本金の額（平成24年４月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

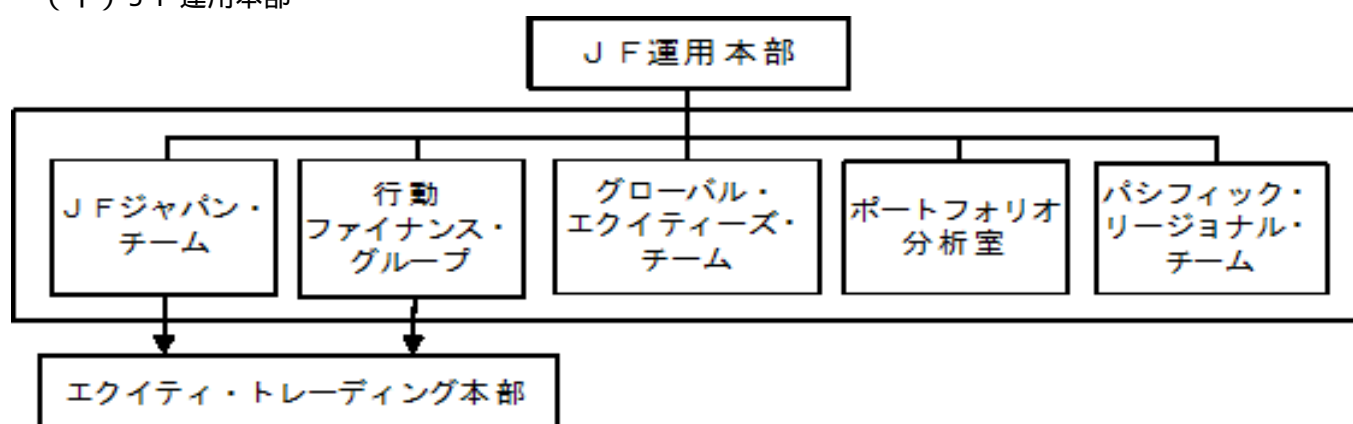
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

（イ）ＪＦ運用本部



ＪＦ運用本部は、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

ＪＦ運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

ＪＦジャパン・チームは、ＪＦ日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、ＪＦストラテジーに基づくアジア株式の投資判断も行います。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

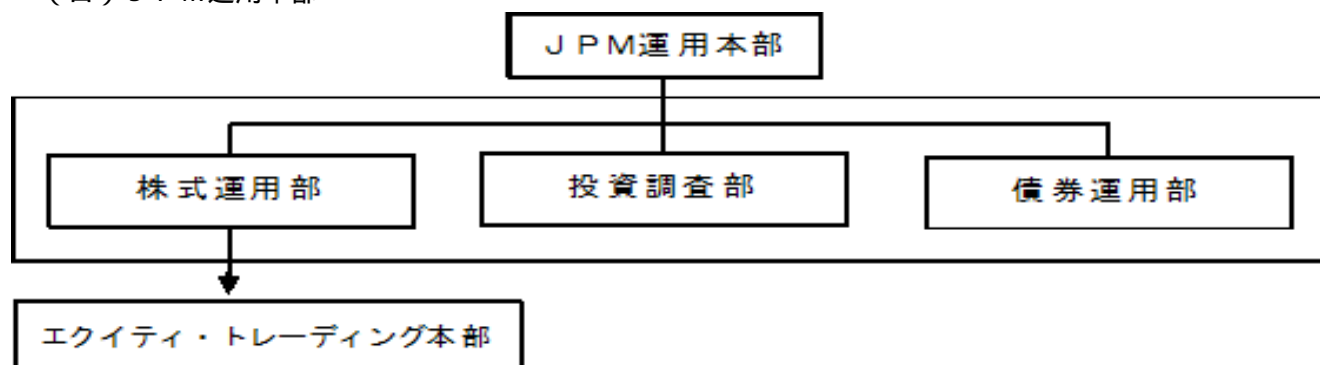
グローバル・エクイティーズ・チームは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するグローバル・エクイティーズ・チームの情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

パシフィック・リージョナル・チームは、ＪＦ運用本部（グローバル・エクイティーズ・チームを除きます。）が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているＪＦストラテジーによる外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。また、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、ＪＦストラテジーに基づく国内株式を含むアジア株式の運用に関する投資判断を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、前記　・　のチーム等による投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記　・　・　のチーム等にその結果を提供します。

（ロ）ＪＰＭ運用本部



ＪＰＭ運用本部は、国内株式・国内外の債券についてＪＰＭストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはＪＰＭストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記　の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成24年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年４月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	68	551,071
公募単位型株式投資信託	4	106,168
公募追加型債券投資信託	1	394,795
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	57	343,242
総合計	130	1,395,276
親投資信託	59	-

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第22期中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第20期 (平成22年 3月31日)			第21期 (平成23年 3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			4,432,272			5,414,021	
有価証券			6,701,185			5,004,882	
前払金			-			38,934	
前払費用			21,348			16,112	
未収入金			41,787			123,918	
未収委託者報酬			2,340,184			1,735,791	
未収収益			1,855,404			1,500,875	
未収還付法人税等			314,077			-	
繰延税金資産			414,964			372,782	
その他			139,989			78,056	
流動資産計			16,261,214	90.7		14,285,374	88.0
固定資産							
投資その他の資産			1,667,855			1,954,134	
投資有価証券		1,001,180			1,544,280		
敷金保証金		70,387			39,693		
繰延税金資産		562,869			336,941		
その他		33,419			33,219		
固定資産計			1,667,855	9.3		1,954,134	12.0
資産合計			17,929,069	100.0		16,239,508	100.0

有価証券報告書（内国投資信託）

		第20期 （平成22年 3 月31日）			第21期 （平成23年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			158,136			139,609	
未払金			2,568,492			1,735,331	
未払収益分配金		1,430			1,430		
未払償還金		20,556			20,556		
未払手数料		965,710			691,441		
その他未払金		1,580,796			1,021,903		
未払費用			1,574,533			1,225,901	
未払法人税等			-			56,115	
賞与引当金			494,529			442,670	
その他			52,624			-	
事務所賃貸借契約引当金			-			110,969	
流動負債計			4,848,316	27.0		3,710,597	22.8
固定負債							
賞与引当金			884,554			432,148	
役員賞与引当金			85,246			72,664	
退職給付引当金			447,183			36,878	
事務所賃貸借契約引当金			-			220,964	
固定負債計			1,416,985	7.9		762,656	4.7
負債合計			6,265,301	34.9		4,473,254	27.5

有価証券報告書（内国投資信託）

		第20期 （平成22年 3 月31日）			第21期 （平成23年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	12.4		2,218,000	13.7
資本剰余金			1,000,000	5.6		1,000,000	6.2
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,424,686	47.0		8,501,609	52.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,391,009			8,467,933		
株主資本計			11,642,686	65.0		11,719,609	72.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			21,081	0.1		46,644	0.2
評価・換算差額等計			21,081	0.1		46,644	0.2
純資産合計			11,663,768	65.1		11,766,254	72.5
負債・純資産合計			17,929,069	100.0		16,239,508	100.0

（２）【損益計算書】

		第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）			第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			14,034,721			11,929,984	
運用受託報酬			7,439,849			6,482,687	
その他営業収益			580,102			1,083,760	
営業収益計			22,054,673	100.0		19,496,432	100.0
営業費用							
支払手数料			5,582,113			4,868,834	
広告宣伝費			132,236			207,748	
調査費			4,769,376			4,292,127	
委託調査費		4,410,491			3,959,671		
調査費		344,634			322,890		
図書費		14,250			9,564		
委託計算費			335,638			296,665	
営業雑経費			334,860			197,002	
通信費		38,521			32,914		
印刷費		264,352			130,247		
協会費		27,634			26,318		
諸会費		4,352			7,521		
営業費用計			11,154,226	50.6		9,862,379	50.6

		第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,015,273			5,242,721	
役員報酬		124,543			117,503		
給料・手当		3,268,995			3,349,674		
賞与		1,218,577			758,761		
賞与引当金繰入額		1,151,159			684,115		
役員賞与		102,253			104,897		
役員賞与引当金繰入額		29,075			32,323		
その他の報酬		120,668			195,445		
福利厚生費			403,474			403,184	
交際費			40,926			50,964	
寄付金			23,157			6,280	
旅費交通費			136,000			195,873	
租税公課			67,296			64,466	
不動産賃借料			961,375			1,115,663	
退職給付費用			257,598			276,533	
退職金			50,768			131,877	
消耗器具備品費			113,857			114,309	
事務委託費			294,061			314,156	
関係会社付替費用			2,037,675			1,526,363	
諸経費			137,426			126,671	
一般管理費計			10,538,892	47.8		9,569,066	49.1
営業利益			361,555	1.6		64,986	0.3

		第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		1,480			4,612		
投資有価証券売却益		148,708			1,332		
為替差益		176,041			174,075		
デリバティブ評価益		-			87,308		
その他営業外収益		11,644			18,597		
営業外収益計			337,874	1.5		285,925	1.5
営業外費用							
投資有価証券売却損		193,920			74,218		
デリバティブ損失		32,039			36,060		
デリバティブ評価損		52,624			-		
その他営業外費用		22,453			2,939		
営業外費用計			301,037	1.4		113,218	0.6
経常利益			398,392	1.7		237,694	1.2
特別利益							
前期損益修正益		-			67,129		
年金制度統合に伴う退職 給付引当金戻入益		-			460,756		
特別利益計			-	-		527,885	2.7

		第20期 (自平成21年４月１日 至平成22年３月31日)			第21期 (自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
特別損失							
前期損益修正損		-			24,001		
事務所賃貸借契約引当金 繰入額		-			331,933		
事務所賃貸借契約損失		-			45,029		
特別損失計			-	-		400,964	2.1
税引前当期純利益			398,392	1.7		364,614	1.8
法人税、住民税及び事業税			57,906	0.2		5,385	0.0
過年度法人税等			-	-		31,733	0.2
法人税等調整額			254,397	1.1		250,571	1.2
当期純利益			86,088	0.4		76,923	0.4

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,304,921	8,391,009
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
当期変動額合計	2,913,911	76,923
当期末残高	8,391,009	8,467,933
株主資本合計		
前期末残高	14,556,597	11,642,686
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
当期変動額合計	2,913,911	76,923
当期末残高	11,642,686	11,719,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	237,629	21,081
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	258,711	25,562
当期末残高	21,081	46,644
評価・換算差額等合計		
前期末残高	237,629	21,081
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	258,711	25,562
当期末残高	21,081	46,644
純資産合計		
前期末残高	14,318,967	11,663,768
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	2,655,199	102,486
当期末残高	11,663,768	11,766,254

重要な会計方針

項目	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法を採用しております。	デリバティブ 同左
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (2)役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株 式報酬制度に係る将来の費用負担 に備えるため、当事業年度に帰属す る額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給 付債務に基づき退職給付引当金を 計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（８年） による定額法により、発生した事業 年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（８年）によ る定額法により按分額を、それぞれ 発生した翌事業年度から費用処理 することとしております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給 付債務と年金資産の見込額に基づ き退職給付引当金を計上しており ます。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（８年） による定額法により、発生した事業 年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（８年）によ る定額法により按分額を、それぞれ 発生した翌事業年度から費用処理 することとしております。

項目	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	- - 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	(追加情報) 平成22年7月1日付で内部引当型 キャッシュバランスプランから複 数事業主による外部積立型キャッ シュバランスプランへ企業年金制 度を変更致しました。この制度統合 に伴い退職給付引当金を460,756千 円取り崩したことにより特別利益 を計上しております。 (4)事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた 事務所面積拡張の賃貸借契約につ いて第三者へ転貸する計画に変更 したことにより、将来契約期間に亘 る当該支払賃借料と第三者との転 貸借契約から得られる事務所賃料 収入の見込額に基づき引当金を計 上しております。 (追加情報) 事業拡充の見込により事務所面積 拡張の賃貸借契約を結んでおりま したが、情勢の変更によりその部分 を第三者へ転貸する計画に変更致 しました。将来契約期間に亘る当該 支払賃借料と第三者との転貸借契 約から得られる事務所賃料収入の 見込額に基づき、331,933千円を特 別損失として計上し、同額引当金を 計上しております。 消費税等の会計処理 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 （平成22年 3 月31日）	第21期 （平成23年 3 月31日）
該当事項はありません。	同左

（損益計算書関係）

第20期 （自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日）	第21期 （自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日）
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第20期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年７月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年７月31日	平成21年８月５日

第21期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）	第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）						
該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。 <table> <tr> <td>１年以内</td><td>518,502千円</td></tr> <tr> <td>１年超</td><td>2,050,315千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,568,817千円</td></tr> </table>	１年以内	518,502千円	１年超	2,050,315千円	合計	2,568,817千円
１年以内	518,502千円						
１年超	2,050,315千円						
合計	2,568,817千円						

（金融商品関係）

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(1)金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

()市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

()資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	-
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	-
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	-
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	-
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	-
資産計	16,330,227	16,330,227	-
(1)未払手数料	965,710	965,710	-
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	-
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	-
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	-
負債計	4,173,663	4,173,663	-

(注1)金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	-	-	-
未収委託者報酬	2,340,184	-	-	-
未収収益	1,855,404	-	-	-
合計	8,627,861	-	-	-

第21期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1)金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

()市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

()資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,414,021	5,414,021	-
(2)有価証券	5,004,882	5,004,882	-
(3)未収委託者報酬	1,735,791	1,735,791	-
(4)未収収益	1,500,875	1,500,875	-
(5)投資有価証券	1,544,280	1,544,280	-
(6)デリバティブ取引	34,684	34,684	-
資産計	15,234,534	15,234,534	-
(1)未払手数料	691,441	691,441	-
(2)その他未払金	1,021,903	1,021,903	-
(3)未払費用	1,225,901	1,225,901	-
負債計	2,939,246	2,939,246	-

（注）金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

現金及び預金	5,414,021	-	-	-
未収委託者報酬	1,735,791	-	-	-
未収収益	1,500,875	-	-	-
合計	8,650,687	-	-	-

（有価証券関係）

第20期（平成22年３月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	412,150	500,000	87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

（注）有価証券（貸借対照表計上額 6,701,185千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,029,329	148,708	193,920

第21期（平成23年３月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	555,680	465,635	90,045
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	988,600	1,000,000	11,400
合計		1,544,280	1,465,635	78,645

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,004,882千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	757,603	1,332	74,218

（デリバティブ取引関係）

第20期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち １年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	807,576	-	860,200	52,624

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

第21期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち １年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	485,004	-	450,320	34,684

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（退職給付関係）

第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）	第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 ２．退職給付債務に関する事項	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。なお、平成22年７月１日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。 ２．退職給付債務に関する事項
（千円）	（千円）
退職給付債務 454,283	退職給付債務 636,081
年金資産 -	年金資産 589,975
会計基準変更時差異 -	会計基準変更時差異 -
未認識過去勤務債務 27,445	未認識過去勤務債務 25,457
未認識数理計算上の差異 34,545	未認識数理計算上の差異 34,685
退職給付引当金	退職給付引当金
（ ＋ ＋ ＋ ＋ ） 447,183	（ ＋ ＋ ＋ ＋ ） 36,878

第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																
3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>175,146</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>5,248</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>-</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,990</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,591</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>62,916</td></tr> <tr> <td>その他(注1)</td><td>14,687</td></tr> <tr> <td>退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)</td><td>257,598</td></tr> </table> (注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。 (注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)</td></tr> </table>		(千円)	勤務費用	175,146	利息費用	5,248	期待運用収益	-	過去勤務債務の費用処理額	4,990	数理計算上の差異の費用処理額	4,591	確定拠出年金支払額	62,916	その他(注1)	14,687	退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)	257,598	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)		数理計算上の差異の処理年数	8年	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)		3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>188,445</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>8,387</td></tr> <tr> <td>期待運用収益</td><td>8,294</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>5,301</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,784</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>71,320</td></tr> <tr> <td>その他(注1)</td><td>17,192</td></tr> <tr> <td>退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)</td><td>276,533</td></tr> </table> (注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。 (注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td></td></tr> <tr> <td>平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで</td><td>1.60%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> <tr> <td colspan="2">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)</td></tr> </table>		(千円)	勤務費用	188,445	利息費用	8,387	期待運用収益	8,294	過去勤務債務の費用処理額	5,301	数理計算上の差異の費用処理額	4,784	確定拠出年金支払額	71,320	その他(注1)	17,192	退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)	276,533	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率		平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで	1.75%	平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで	1.60%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)		数理計算上の差異の処理年数	8年	(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)	
	(千円)																																																																
勤務費用	175,146																																																																
利息費用	5,248																																																																
期待運用収益	-																																																																
過去勤務債務の費用処理額	4,990																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	4,591																																																																
確定拠出年金支払額	62,916																																																																
その他(注1)	14,687																																																																
退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)	257,598																																																																
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																
割引率	1.75%																																																																
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)																																																																	
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)																																																																	
	(千円)																																																																
勤務費用	188,445																																																																
利息費用	8,387																																																																
期待運用収益	8,294																																																																
過去勤務債務の費用処理額	5,301																																																																
数理計算上の差異の費用処理額	4,784																																																																
確定拠出年金支払額	71,320																																																																
その他(注1)	17,192																																																																
退職給付費用 (+ + + + + +) (注2)	276,533																																																																
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																
割引率																																																																	
平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで	1.75%																																																																
平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで	1.60%																																																																
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)																																																																	
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)																																																																	

（税効果会計関係）

第20期 （平成22年３月31日）	第21期 （平成23年３月31日）																																																																																								
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>24,704</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>201,224</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>201,624</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,154</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>439,707</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>7,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>432,428</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収事業税</td><td>17,463</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>414,964</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>359,925</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>34,686</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>181,958</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,391</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>583,963</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,630</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>577,332</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>14,463</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>562,869</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	24,704	賞与引当金	201,224	繰越欠損金	201,624	その他	12,154	繰延税金資産小計	439,707	評価性引当額	7,278	繰延税金資産合計	432,428	繰延税金負債		未収事業税	17,463	繰延税金資産の純額	414,964	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	359,925	役員賞与引当金	34,686	退職給付引当金	181,958	その他	7,391	繰延税金資産小計	583,963	評価性引当額	6,630	繰延税金資産合計	577,332	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	14,463	繰延税金資産の純額	562,869	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>22,399</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>180,122</td></tr> <tr> <td>事務所賃貸借契約引当金</td><td>45,153</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>115,152</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>17,334</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>380,162</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>7,379</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>372,782</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>372,782</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>175,841</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>29,567</td></tr> <tr> <td>事務所賃貸借契約引当金</td><td>89,910</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>58,341</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>21,913</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>375,573</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,630</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>368,942</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>32,001</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>336,941</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	22,399	賞与引当金	180,122	事務所賃貸借契約引当金	45,153	繰越欠損金	115,152	その他	17,334	繰延税金資産小計	380,162	評価性引当額	7,379	繰延税金資産合計	372,782	繰延税金資産の純額	372,782	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	175,841	役員賞与引当金	29,567	事務所賃貸借契約引当金	89,910	繰越欠損金	58,341	その他	21,913	繰延税金資産小計	375,573	評価性引当額	6,630	繰延税金資産合計	368,942	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	32,001	繰延税金資産の純額	336,941
繰延税金資産	（千円）																																																																																								
未払費用	24,704																																																																																								
賞与引当金	201,224																																																																																								
繰越欠損金	201,624																																																																																								
その他	12,154																																																																																								
繰延税金資産小計	439,707																																																																																								
評価性引当額	7,278																																																																																								
繰延税金資産合計	432,428																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
未収事業税	17,463																																																																																								
繰延税金資産の純額	414,964																																																																																								
繰延税金資産	（千円）																																																																																								
賞与引当金	359,925																																																																																								
役員賞与引当金	34,686																																																																																								
退職給付引当金	181,958																																																																																								
その他	7,391																																																																																								
繰延税金資産小計	583,963																																																																																								
評価性引当額	6,630																																																																																								
繰延税金資産合計	577,332																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
その他有価証券評価差額金	14,463																																																																																								
繰延税金資産の純額	562,869																																																																																								
繰延税金資産	（千円）																																																																																								
未払費用	22,399																																																																																								
賞与引当金	180,122																																																																																								
事務所賃貸借契約引当金	45,153																																																																																								
繰越欠損金	115,152																																																																																								
その他	17,334																																																																																								
繰延税金資産小計	380,162																																																																																								
評価性引当額	7,379																																																																																								
繰延税金資産合計	372,782																																																																																								
繰延税金資産の純額	372,782																																																																																								
繰延税金資産	（千円）																																																																																								
賞与引当金	175,841																																																																																								
役員賞与引当金	29,567																																																																																								
事務所賃貸借契約引当金	89,910																																																																																								
繰越欠損金	58,341																																																																																								
その他	21,913																																																																																								
繰延税金資産小計	375,573																																																																																								
評価性引当額	6,630																																																																																								
繰延税金資産合計	368,942																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
その他有価証券評価差額金	32,001																																																																																								
繰延税金資産の純額	336,941																																																																																								

第20期 (平成22年3月31日)	第21期 (平成23年3月31日)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 38.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目 33.7%
その他 1.0%	その他 4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 78.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 78.9%

(セグメント情報等)

関連情報

第21期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	11,929,984	6,482,687	1,083,760	19,496,432

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
16,332,114	3,164,318	19,496,432

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(追加情報)

第21期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	940,650	未収収益	205,555

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2)投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,846,232	未払費用	740,851
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	685,171	未払費用	188,471

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）		第21期 （自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）	
１株当たり純資産額	207,300円59銭	１株当たり純資産額	209,122円08銭
１株当たり当期純利益	1,530円06銭	１株当たり当期純利益	1,367円16銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 １株当たりの当期純利益の算定上の基礎		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 １株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	86,088千円	損益計算書上の当期純利益	76,923千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	86,088千円	普通株式に係る当期純利益	76,923千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,081,546	
有価証券			6,206,530	
前払費用			55,959	
未収入金			149,858	
未収委託者報酬			1,358,335	
未収収益			2,163,674	
繰延税金資産			494,050	
その他			109,324	
流動資産計			13,619,281	85.0
固定資産				
投資その他の資産			2,399,762	
投資有価証券		1,979,500		
敷金保証金		39,682		
繰延税金資産		347,460		
その他		33,119		
固定資産計			2,399,762	15.0
資産合計			16,019,043	100.0

		第22期中間会計期間末 （平成23年 9 月30日）		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		（千円）	（千円）	（％）
流動負債				
預り金			84,459	
未払金			1,653,909	
未払収益分配金		1,430		
未払償還金		1,186		
未払手数料		522,231		
その他未払金	1	1,129,060		
未払費用			966,772	
未払法人税等			23,362	
賞与引当金			745,546	
事務所賃貸借契約引当金			123,877	
その他			7,956	
流動負債計			3,605,883	22.5
固定負債				
賞与引当金			517,071	
役員賞与引当金			77,162	
退職給付引当金			29,523	
事務所賃貸借契約引当金			193,670	
固定負債計			817,427	5.1
負債合計			4,423,311	27.6

		第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			8,399,163	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,365,487		
株主資本計			11,617,163	72.5
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			21,431	
評価・換算差額等計			21,431	0.1
純資産合計			11,595,731	72.4
負債・純資産合計			16,019,043	100.0

(2) 中間損益計算書

		第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			4,449,903	
運用受託報酬			2,828,078	
その他			836,095	
営業収益計			8,114,077	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			3,819,879	
支払手数料		1,764,331		
調査費		1,705,048		
その他営業費用		350,500		
一般管理費			4,564,185	
営業費用・一般管理費計			8,384,065	103.3
営業損失			269,987	3.3
営業外収益	1	191,120		
営業外収益計			191,120	2.3
営業外費用	2	49,728		
営業外費用計			49,728	0.6
経常損失			128,595	1.6
特別損失	3	53,158		
特別損失計			53,158	0.7
税引前中間純損失			181,754	2.3
法人税、住民税及び事業税			5,775	0.1
法人税等調整額			85,082	1.1
中間純損失			102,446	1.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,218,000
当中間期末残高	2,218,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,000,000
当中間期末残高	1,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	33,676
当中間期末残高	33,676
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	8,467,933
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
当中間期変動額合計	102,446
当中間期末残高	8,365,487
株主資本合計	
当期首残高	11,719,609
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
当中間期変動額合計	102,446
当中間期末残高	11,617,163
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	68,076
当中間期末残高	21,431
評価・換算差額等合計	
当期首残高	46,644
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	68,076
当中間期末残高	21,431
純資産合計	
当期首残高	11,766,254
当中間期変動額	
中間純損失	102,446
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	68,076
当中間期変動額合計	170,522
当中間期末残高	11,595,731

重要な会計方針

項目	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法 2．引当金の計上基準	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

項目	第22期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき引当金を計上しております。 (会計上の見積りの変更) 当中間会計期間において、転貸計画が進捗しなかったことにより、転貸の開始予定時期を見直し、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。 これにより、当中間会計期間の特別損失が53,158千円増加し、税引前中間純損失が同額増加しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）	
１ 営業外収益のうち主要なもの（千円）	
為替差益	70,762
デリバティブ利益	94,744
２ 営業外費用のうち主要なもの（千円）	
デリバティブ評価損	42,640
３ 特別損失のうち主要なもの（千円）	
事務所賃貸借契約引当金繰入額	53,158

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第22期中間会計期間 （自平成23年４月１日 至平成23年９月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
１年以内	524,245 千円
１年超	1,810,903 千円
合計	2,335,149 千円

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,081,546	3,081,546	-
(2) 有価証券	6,206,530	6,206,530	-
(3) 未収委託者報酬	1,358,335	1,358,335	-
(4) 未収収益	2,163,674	2,163,674	-
(5) 投資有価証券	1,979,500	1,979,500	-
資産計	14,789,587	14,789,587	-
(1) 未払手数料	522,231	522,231	-
(2) その他未払金	1,129,060	1,129,060	-
(3) 未払費用	966,772	966,772	-
(4) デリバティブ取引	7,956	7,956	-
負債計	2,626,020	2,626,020	-

（注１）金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他 投資信託	1,524,320	1,465,635	58,685
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他 投資信託	455,180	550,000	94,820
合計		1,979,500	2,015,635	36,135

（注）有価証券（中間貸借対照表計上額 6,206,530千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末（平成23年９月30日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち １年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	385,944	-	393,900	7,956

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（セグメント情報等）

関連情報

第22期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	4,449,903	2,828,078	836,095	8,114,077

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,514,238	1,599,839	8,114,077

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（１株当たり情報）

第22期中間会計期間 （自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 9 月30日）	
１株当たり純資産額	206,091円38銭
１株当たり中間純損失金額	1,820円78銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	102,446千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	102,446千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成23年９月末現在)	事業の内容
1	株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	株式会社京都銀行	42,103百万円	同 上
3	株式会社群馬銀行	48,652百万円	同 上
4	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同 上
5	株式会社香川銀行	12,014百万円	同 上
6	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	同 上
7	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
8	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同 上
9	株式会社伊予銀行	20,948百万円	同 上
10	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	同 上
11	株式会社長崎銀行	4,121百万円	同 上
12	株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	同 上
13	浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品業を営んでいます。
14	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
15	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(３) 当ファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成23年９月末現在)	事業の内容
1	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド	2,400万ポンド	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

(４) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
1	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。
2	J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	2,400万ポンド	同 上

2【関係業務の概要】

(１) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(２) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払等を行います。

(３) 当ファンドの運用委託先の会社

委託会社から当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託を受け、当該投資比率を決定します。

(４) マザーファンドの運用委託先の会社

１ J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）

新興国債券マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

２ J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド（投資顧問会社）

B R I C S 5 株式マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当該マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社、当ファンドの運用委託先および各マザーファンドの運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成23年 9 月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年 9 月22日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年10月14日	臨時報告書
平成23年11月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年12月 9 日	有価証券報告書
平成23年12月 9 日	有価証券届出書
平成24年 1 月16日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年５月９日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭ新興国毎月決算ファンドの平成23年９月13日から平成24年３月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰＭ新興国毎月決算ファンドの平成24年３月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () １．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。